

# JAいみず野の現況

(平成24年度いみず野農業協同組合ディスクロージャー誌)



いみず野農業協同組合

〒939-0276 富山県射水市北野1555-1

TEL(0766)52-0023

FAX(0766)52-5955

<http://www.ja-imizuno.or.jp/>

E-mail:info@ja-imizuno.or.jp

## 目 次

ごあいさつ	1
1. 経営方針	2
2. 経営管理体制	3
3. 事業の概況（平成24年度）	3
4. 事業活動のトピックス	5
5. 農業振興活動と地域貢献情報	6
6. リスク管理の状況	8
7. 自己資本の状況	18
8. 主な事業の内容	19
<b>【経営資料】</b>	
I 決算の状況	
1. 貸借対照表	29
2. 損益計算書	30
3. キャッシュ・フロー計算書	31
4. 注記表	32
5. 剰余金処分計算書	55
6. 部門別損益計算書	56
7. 財務諸表の正確性等にかかる確認書	58
II 損益の状況	
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	59
2. 利益総括表	60
3. 資金運用収支の内訳	60
4. 受取・支払利息の増減額	60
III 事業の概況	
1. 信用事業	
(1) 貯金に関する指標	
① 科目別貯金平均残高	61
② 定期貯金残高	61
(2) 貸出金等に関する指標	
① 科目別貸出金平均残高	61
② 貸出金の金利条件別内訳残高	61

③ 貸出金の担保別内訳残高	62
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	62
⑤ 貸出金の使途別内訳残高	62
⑥ 貸出金の業種別内訳残高	62
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	63
⑧ リスク管理債権の状況	64
⑨ 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況	64
⑩ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況	64
○ 「リスク管理債権」「金融再生法に基づく開示債権」と「自己査定における債務者区分」 との関係	65
⑪ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	66
⑫ 貸出金償却の額	66
(3) 内国為替取扱実績	66
(4) 有価証券に関する指標	
① 種類別有価証券平均残高	66
② 商品有価証券種類別平均残高	66
③ 有価証券残存期間別残高	67
(5) 有価証券等の時価情報等	
① 有価証券の時価情報等	67
② 金銭の信託の時価情報等	67
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、 有価証券関連店頭デリバティブ取引	67
2. 共済取扱実績	
(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高	68
(2) 医療系共済の入院共済金額保有高	68
(3) 年金共済の年金保有高	68
(4) 短期共済新契約高	69
3. 経済事業取扱実績	
(1) 買取購買品取扱実績	70
(2) 受託販売品取扱実績	70
4. 指導事業	70
IV 経営諸指標	
1. 利益率	71
2. 貯貸率・貯証率	71

## V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項	72
2. 自己資本の充実度に関する事項	73
3. 信用リスクに関する事項	74
4. 信用リスク削減手法に関する事項	77
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	78
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	78
7. 出資等エクスポージャーに関する事項	78
8. 金利リスクに関する事項	79

### 【JAの概要】

1. 機構図	81
2. 役員一覧	82
3. 組合員数	82
4. 組合員組織の状況	82
5. 特定信用事業代理業者の状況	82
6. 地区一覧	83
7. 店舗等のご案内	83
法定開示項目掲載ページ一覧	84

(注) 本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

本書内表示単位金額未滿を切り捨てて表示している箇所があります。計の記載金額について記載項目の合計と一致しない所がありますのでご了承ください。

## ごあいさつ



国内経済は昨年末の政権交代後、日本経済再生や震災被害復興を図る政策が次々と打ち出されたことにより円高傾向がみられるものの、デフレ脱却までは未だ実感できる状況にはなく、一日も早い景気回復が望まれます。また、TPPについては国のかたちを一変させる極端な交渉であるという懸念が国民の間にあるなかで、情報開示・国民的議論もしないまま、拙速に参加に向けた手続きを進めている政府の姿勢は極めて遺憾であります。

このような状況下で、将来の農業、将来のJAを考え組合員・利用者に金融をはじめとする各種サービスを安定的・持続的に提供し「選ばれる存在」であり続けることを目指し業務に取り組んでいるところであり、今後も地域の意見を聞きながら利便性の高い組織づくりを進めてまいりますので、組合員及び利用者の皆様にはご理解とご協力をお願い申し上げます。

この度、平成24年度の決算の内容をお伝えしますと共に、当JAの経営の健全性、JAバンクグループの安全性をお知らせし、JA金融事業へのご理解を深めていただけますよう本年もディスクロージャー誌「JAいみず野の現況」を作成いたしました。この小冊子により皆様の当JAに対するご理解をより一層深めていただければ幸いに存じます。

これからも、地域から愛され信頼されるJA組織の実現に向けて、役職員一丸となって邁進いたす所存でございますので、尚一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成25年6月

代表理事組合長 水元 睦雄

## 1. 経営方針

日本経済は昨年12月の政権交代により円安傾向に向かい回復基調になったように見えますが、いまだデフレからの脱却が進まず、景気の先行きは不透明であり、消費税引き上げ決定による消費への影響も懸念されます。また、平成23年3月の東日本大震災・原発事故における震災復旧・復興は徐々に進んではいるものの、放射能汚染に伴う農畜産物の風評被害の拡大、規制値の引き上げなどによる流通・消費における課題は今も残されたままであります。

さらに、国のTPP(環太平洋経済連携協定)交渉参加は、農業経営の将来不安、地域社会への影響が甚大であると考えられ、住みよい国を守るための政府対応を期待するものです。

こうした中、JA いみず野では主穀作経営体の体質強化に向けた園芸作物の導入を重点に栽培指導を進めます。高品質な農産物づくりのため、生産履歴の記帳とともに「富山県適性農業規範」(とやまGAP規範)の推進、元気な土づくりとして緑肥等の導入を推進し、地産地消を機軸に消費者に選ばれる「安全・安心」の作物生産に努めます。また、「JA いみず野ブランド」を確立し、農産物直売所等を含めた多様な販路の確保により生産者の所得向上に努めます。

なお、本年度は第五次中期経営計画の初年度であり、「次代へつなぐ協同の力」を基本として、今後とも地域とのつながりを強化し、「いみず野農業元気戦略」「地域とくらし活力戦略」「組織・経営基盤強化戦略」を基本戦略として、食と農、地域社会へ貢献することにより組合員・地域の皆様に選ばれ、成長し続けるJAの実現を目指します。

### 1. 地域農業の振興と主穀作物・園芸作物の複合経営の定着化

- (1) 「人・農地プラン」と一体となった「地域営農ビジョン」の策定
- (2) 担い手経営体との連携強化の実践(TAC)
- (3) 消費者に喜ばれる“いみず野米”づくりと販売・流通ネットワークづくり
- (4) JA直売所等を通じた地産地消の推進と地域の消費者とのつながりづくり
- (5) 1億円産地づくり事業(枝豆、苺)の生産拡大と加工品販売着手
- (6) 生産履歴記帳を基盤とした食の安全確保と安全・安心な地元農産物の提供
- (7) 循環型農業のバイオマス研究対策の継続(もみ殻焼却灰肥料研究開発)

### 2. くらしに密着し貢献する事業活動の強化

- (1) JA女性部と連携した味噌・惣菜加工販売等の事業化
- (2) 健康管理活動と高齢者福祉活動(ミニディサービス事業)の積極的展開
- (3) 「JA地域くらし戦略」の策定に向けた意見交換等情報収集
- (4) 地域密着型の広報活動の展開

### 3. 経営基盤の強化と健全性の向上

- (1) 経営の健全性の確保と自己資本の充実
- (2) 地域密着活動の取組み強化
  - ① 身近な支店を拠点とした地域とのつながりづくり
  - ② 年金相談・ローン相談の充実と提案型渉外活動の強化
- (3) 信頼される経営管理体制づくり
  - ① 法令等遵守(コンプライアンス)態勢の強化と内部管理態勢の強化
  - ② 人材育成と活力ある職場づくり

## 2. 経営管理体制

### ◇ 経営執行体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、青年部や女性部などから理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

## 3. 事業の概況（平成24年度）

### ◇ 全体的な概況

国内経済は昨年末の政権交代後、日本経済再生や震災被害復興を図る政策が次々と打ち出されたことにより円高傾向がみられるものの、デフレ脱却までは未だ実感できる状況にはなく、一日も早い景気回復が望まれます。

農業面では、主力作物である水稲の作況指数は100で、単収569kg/10aとなり県下で最高の結果となりました。品質的にも1等米比率94.3%と近年にない良い結果になりました。米価については比較的高値で推移しているものの、過剰傾向に変わりはなく、総じて農産物の価格は低迷し、厳しい状況にあります。

このような状況下にあって皆様方のご協力を得ながら役職員一丸となって事業運営にあたってきました。主要事業は貯金、共済、購買、販売事業は計画を達成し、貸出金は計画未達になりました。

### ◇ 信用事業

貯金は、個人貯金の増加に重点を置き、組合員および利用者への満期管理の徹底や、顧客基盤・貯金財源の確保に向け、年金・JAカード・給振・各種口座獲得に取組み、計画額1,135億円に対し、1,158億7,640万円（計画対比102.0%）となりました。

貸出金は、住宅・マイカー・教育ローンや農業融資を重点に取組み、組合員・利用者の資金ニーズに対応する積極的な営業を展開しましたが、計画額310億円に対し、304億6,078万円（計画対比98.2%）となりました。

◇ 共済事業

共済事業は、「ひと・いえ・くるま」の総合保障の確立のため、3Q訪問活動による保障点検活動の実践と、コンプライアンスを遵守し、「お客様満足度の向上」を目指した結果、多大なるご理解とご協力を賜り、長期共済においては、目標ポイントに対し計画対比 99.9% (保障実績 256 億 8,329 万円)、短期共済においては目標ポイントに対し計画対比 107.5% (内訳として自動車共済 8,741 件、自賠責共済 1,974 件、火災共済掛金 32,566 千円、傷害共済掛金 4,151 千円)、合計推進総合目標ポイントでは計画対比 102.8%の契約となり保障の充実に寄与することができました。

◇ 購買事業

農家組合員に対する他業態進出の活発化による競争激化や、厳しい経済状況の中での消費低迷が続くなか、購買事業全体の供給高は計画額 38 億 5,500 万円に対して 39 億 6,827 万円 (計画対比 102.9%) となりました。

◇ 販売事業

平成 24 年産米の出荷数量は、161,186.5 俵の契約を頂き、出荷実績は 161,070 俵で、出荷契約対比 99.9%となり、昨年比 0.7%の増加となりました。

栽培面では、「コシヒカリ」の田植時期の繰り下げも徹底され、5月15日中心の田植え実施率は 59.5%、田植盛期が 5月13日と定着してきました。また、22年からの食品衛生法の規格基準の改正に伴いカドミウムの基準値が厳格化されたことから、稲体への吸収抑制対策のため8月上旬の出穂以降 20日間の湛水管理は本年度も徹底されました。この結果、品質低下も少なく当JA管内では適切な水管理等により「コシヒカリ」1等米比率は、県下でトップ (県平均 73.7% : JAいみず野 94.3%) の品質となりました。また、JA直営直売所「村の駅菜っちゃん」やインショップと連携することにより、各種農産物の販路拡大に努めました。園芸振興の取り組みでは、県単独事業を活用した一億円産地づくり条件整備事業で「枝豆」を基幹品目とし、県下でも生産量第1位となり、キャベツ・ブロッコリー等は、県下でも有数な産地となりました。

◇ その他事業

カントリーエレベーターをはじめとする生産施設では円滑な稼働に努め「いみず野産米」の高位平準化が順調に図られています。また、食と農と地域と自然の関わりを重視し更なる活動の充実をはかるため、健康管理対策や高齢化社会のもとで安心して暮らせる地域づくり、食を支える農の役割など、農に関する体験・教育・交流を通じた農への理解の促進に取り組んでいます。



#### 4. 事業活動のトピックス

##### ◇ 休日ローン相談会の開催

本店に開設するローンセンターにおいて、毎土曜・日曜日に休日ローン相談会を開催しております。また、その他の支店でも随時開催しております。

##### ◇ 平成24年度における事業の経過

平成24年 3月15日～	平成23年度末監事監査
3月26日～	J A全国監査機構富山県監査部決算監査
5月26日	第12回 通常総代会
7月2日～	J A全国監査機構富山県監査部期中監査
7月8日	生産組合長・営農組合長合同研修会
9月27日	平成24年度上半期監事監査
11月10日	第6回 射水市農業産業まつり
平成25年 2月12日	たくましい農業推進大会
2月19日～	J A全国監査機構富山県監査部資産査定

## 5. 農業振興活動と地域貢献情報

### ◇ 協同組合の特性

当JAは、射水市(一部高岡市を含む)を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助(お互いに助け合い、お互いに発展していくこと)を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当JAの資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当JAでは資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当JAは、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

### ◇ 安全・安心な農産物づくりへの取り組み

- ・生産履歴記帳運動
- ・農薬の安全使用遵守の周知徹底

### ◇ 担い手・地産地消・食育への取り組み

- ・農産物の生産指導
- ・JA直売所「菜っちゃん」による地産地消促進
- ・農業産業まつりの開催

### ◇ 地域からの資金調達の状況

組合員をはじめ地域の皆さまからお預かりした貯金の残高は、115,876百万円(うち定期積金の残高は5,337百万円)となっております。

資格別の貯金・定期積金の残高の内訳は次のとおりです。

組 合 員 等	93,519 百万円
そ の 他	22,357 百万円
合 計	115,876 百万円

### ◇ 地域への資金供給の状況

#### (1) 貸出金残高

組合員をはじめ地域の皆さまへの貸出金残高は、30,460百万円となっております。

JAは地域金融機関として、地域社会の発展と豊かな暮らしの実現に貢献することを使命と考え、農業資金、事業資金や個人向けのご融資に積極的に対応してまいりました。

資格別の貸出金残高の内訳は次のとおりです。

組 合 員 等	22,845 百万円
地 方 公 共 団 体	2,362 百万円
そ の 他	5,251 百万円
合 計	30,460 百万円

(2) 制度融資取扱状況

農業制度資金とは、農業経営に必要な資金を低利で利用できる融資制度です。

農業制度資金には大きく分けて、国や地方公共団体が、① J A等民間金融機関の資金を原資とする貸し付けに利子補給などを行うもの、②財政資金を直接貸し付けるもの、③財政融資資金などを原資とするものの3タイプがあります。

◇ 文化的・社会的貢献に関する事項（地域とのつながり）

(1) 文化的・社会的貢献に関する事項

当 J Aでは地域社会とのつながりを深め、文化的・社会的に貢献するため次のような活動に取り組んでいます。

- 小・中学校において米飯学校給食の充実と地産地消による地元農産物の消費拡大を図るための支援を行っています。
- 地域行事等各種イベントに積極的に参加することにより皆様とのふれあいを大切にしています。
- J A女性部は高齢者福祉活動として「さわやかホットサロン」を開催しています。
- 年金相談会や税理士による税務相談会を行っています。
- 児童・生徒の書写教育に貢献することを目的として「書道コンクール」を開催しています。

(2) 利用者ネットワーク化への取り組み

年金友の会・共済友の会等の組織ではパークゴルフ大会をはじめとした催事を通し会員相互の親睦を深めています。また、助け合い組織「いみずの」では J A女性部と連携し福祉活動に取り組んでいます。

(3) 情報提供活動

広報誌「いみず野」の発行や F A Xによる営農情報の流布に加え、インターネットによっても各種情報をお伝えしています。

## 6. リスク管理の状況

### ◇ リスク管理体制

#### 〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

#### ①信用リスクの管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況等の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

#### ②市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、これらのリスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMへの取組みを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及

び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会等を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会及びALM委員会等で決定した運用方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

#### ③資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

#### ④オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、その有効性について自主検査等を実施するとともに内部監査の対象とし、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握してリスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

### ◇ 法令遵守体制

#### [コンプライアンス基本方針]

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がると

の観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

[コンプライアンス運営体制]

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス担当者を配置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「お客様相談室」を設置しています。

当組合のコンプライアンスにかかる基本方針

1. 当組合の社会的責任と公共的使命の認識

当組合のもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な事業運営の徹底を図る。

2. 組合員等のニーズに適した質の高いサービスの提供

創意と工夫を生かしてニーズに適した質の高いサービスの提供を通して、組合員・利用者および地域社会の発展に寄与する。

3. 法令やルールの厳格な遵守

すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、公正な事業運営を遂行する。

4. 反社会的勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除する。

5. 透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築する。

◇ 金融ADR制度への対応

①苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当 J A の苦情等受付窓口

- ・信用事業

金融共済部貯金為替課

電話番号／0766-52-0117

- ・共済事業

金融共済部共済業務課

電話番号／0120-621-308

- ・その他

企画管理部総務課

電話番号／0766-52-0023

受付時間／いずれの窓口も、月～金曜日(祝祭日を除く)、午前9時～午後5時

## ②紛争解決措置の内容

当 J A では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

- ・信用事業

富山県弁護士会 紛争解決センター

①の窓口または富山県 J A バンク相談所(電話：076-445-2017)にお申し出ください。

- ・共済事業

(社)日本共済協会 共済相談所(電話：03-5368-5757)

(財)自賠責保険・共済紛争処理機構(電話：本部 03-5296-5031)

(財)日弁連交通事故相談センター(電話：本部 03-3581-4724)

(財)交通事故紛争処理センター(電話：東京本部 03-3346-1756)

最寄りの連絡先については、上記または①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇ 反社会的勢力への対応に関する基本方針

当 J A は、公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するため、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、断固とした姿勢で臨みます。

反社会的勢力への対応に関する基本方針

いみず野農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下、「政府指針」という。）等を遵守し、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

（反社会的勢力との決別）

1. 当組合は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

2. 当組合は、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

3. 当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

◇ 利用者保護等管理方針

当 J A は、利用者等の正当な利益の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っています。

J A バンク利用者保護等管理方針

いみず野農業協同組合（以下「当 J A」という。）は、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守する。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っている。

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行う。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。



3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。
4. 当 J A が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。
5. 当 J A との取引に伴い、当 J A の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努める。

#### ◇ 金融円滑化管理方針

当 J A は、農業専門金融機関・地域金融機関として、健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していることは最も重要な役割の一つと位置づけ、当 J A の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、次のような方針を定め、取り組んでいます。

#### 金融円滑化にかかる基本方針

いみず野農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め取り組んでまいります。

1. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、真摯に対応するよう努めます。
2. 当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。  
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当組合は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。  
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等および信用保証協会等を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。  
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6. 当組合は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう必要

な体制を整備いたしております。

- (1) 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
  - (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当組合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
  - (3) 各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支所における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

#### ◇ 個人情報保護方針

役職員が、組合員・利用者等皆さまの個人情報を正しく取り扱うための個人情報保護方針、セキュリティ基本方針を定め、その遵守により信頼性の確保に努めています。

#### 個人情報保護方針

当組合は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

##### 1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、個人情報の保護に関する法律（以下「法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および農林水産大臣をはじめ主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、法第2条第1項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

##### 2. 利用目的

当組合は、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を取扱います。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

##### 3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

##### 4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データを利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ職員および委託先を適正に監督します。

個人データとは、法第2条第4項が規定する、個人情報データベース等（法第2条第2項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

#### 5. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

#### 6. 機微（センシティブ）情報取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（政治的見解、信教、労働組合への加盟、人種・民族、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

#### 7. 開示・訂正等

当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

保有個人データとは、法第2条第5条に規定するデータをいいます。

#### 8. 苦情窓口

当組合は、取扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

#### 9. 継続的改善

当組合は、取扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

## 情報セキュリティ基本方針

当組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。

2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。

3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。

4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

◇ 金融商品の勧誘方針

役職員が金融商品を販売するうえで留意すべき事項および実務上の対応における基本事項を定め、適切性の確保と信頼性の向上に努めています。

金融商品の勧誘方針

当組合は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまの立場に立った勧誘に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただきますよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. お約束のある場合を除き、組合員・利用者の皆さまにとって不都合と思われる時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

◇ 苦情受付窓口

当JAでは、お客様に満足していただけますように日頃より心がけていますが、当JAの業務活動においてご不満を感じた場合には、下記の窓口にて苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申出ください。

当JAは、より一層の「安心」と「信頼」をお届けするために、お客様の声を誠実に受け止めます。

苦情受付窓口

本誌9～10ページに掲載の【金融ADR制度への対応「紛争解決措置の内容」及び「苦情処理措置の内容」】をご覧ください。

◇ 内部監査体制等

当JAでは、内部監査部門を（被監査部門から独立して）設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

監事監査および内部監査の実施状況は次のとおりです。

○ 監査実施状況

(単位：人、日)

監査期間	監査内容等	監査従事人数		
		監事	補助員	計
H24. 3/15～3/29	平成23年度決算監事監査	7	2	9
H24. 6/6～6/21	平成24年度上期内部監査		4	4
H24. 8/21～8/29	現金、受取書等無通告内部監査		4	4
H24. 9/27～10/3	平成24年度上半期監事監査	7	2	9
H24. 11/27～12/12	現金、毒劇物農薬等無通告内部監査		4	4
H25. 1/28～2/12	平成24年度下期内部監査		4	4
監査延べ人数		14	20	34

## 7. 自己資本の状況

### ◇ 自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、平成25年2月末における自己資本比率は、18.16%となりました。

### ◇ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額 1,411百万円（前年度1,409百万円）

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

## 8. 主な事業の内容

### (1) 主な事業の内容

#### [信用事業]

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、JA・農林中金という2段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

#### ◇ 貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

主な貯金商品については、本誌 22 ページをご覧ください。

#### ◇ 貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

主な貸出商品については、本誌 23 ページをご覧ください。

#### ◇ 為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

#### ◇ その他の業務及びサービス

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、国債の窓口販売の取り扱い、国債の保護預かり、全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫などでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

主なその他サービス等については、本誌 24 ページから 26 ページをご覧ください。

#### [共済事業]

J A共済は、J Aが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

J A共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

主な共済商品については、本誌 27 ページをご覧ください。

#### [経済事業]

##### ◇ 購買事業

組合員や地域住民のみなさまへ農業生産に必要な肥料・農薬、農機具、生産資材をはじめ生活に必要な物資の供給を行っています。

##### ◇ 営農販売事業

地域で生産された米、大豆、野菜、果実、花卉、畜産物などの農産物の共同出荷をお手伝いしています。

##### ◇ 指導事業

農業振興や地域の方々のお役に立つために営農指導、生活文化・教育情報活動など様々な活動を実施しております。

#### [その他の事業]

農業生産の協同化を進めるため水稻育苗施設やカントリーエレベーターなど生産施設の運営、さらに冠婚葬祭・農産物直売直食等生活関連事業を通して地域社会への貢献に努めております。



## (2) 系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

### ◇ 「JAバンクシステム」の仕組み

JAバンクは、全国のJA・信連・農林中央金庫（JAバンク会員）で構成するグループの名称です。組合員・利用者の皆さまに、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、JAバンク会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として活動する「JAバンクシステム」を運営しています。

「JAバンクシステム」は「破綻未然防止システム」と「一体的事業推進」を2つの柱としています。

### ◇ 「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンク全体としての信頼性を確保するための仕組みです。JAバンク法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）に基づき、「JAバンク基本方針」を定め、JAの経営上の問題点の早期発見・早期改善のため、国の基準よりもさらに厳しいJAバンク独自の自主ルール基準（達成すべき自己資本比率の水準、体制整備など）を設定しています。

また、JAバンク全体で個々のJAの経営状況をチェックすることにより適切な経営改善指導を行います。

### ◇ 「一体的な事業推進」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業推進の取り組みをしています。

### ◇ 貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

【主な貯金商品】

種 類	し く み と 特 徴	お預入期間	お預入金額	
普通貯金 (総合口座)	いつでも預入・引出ができます。給与・年金・配当金などの自動受取、公共料金・クレジット・税金などの自動支払に便利です。 総合口座に組合せた定期貯金を担保として、自動融資を受けることができます。	出し入れ自由	1円以上	
貯蓄貯金	お預け入れ残高に応じて、4段階の金利が設定されているため、普通貯金より高利回りで運用できます。ただし、給与・年金等の自動受け取りや、公共料金等の自動支払いにはご利用いただけません。	出し入れ自由	1円以上	
当座貯金	お支払いには、安全で便利な小切手・手形をお使いいただく貯金です。事業用の口座としてご利用いただくと便利です。	出し入れ自由	1円以上	
スーパー定期	お預け入れは1円からという手軽な定期貯金でお預け入れ期間3年以上の場合は有利な半年複利も選択できます。	1ヶ月以上 10年以内	1円以上	
大口定期	1,000万円以上の大口資金の運用に有利な商品です。 (単利型のみのお取扱となります)	1ヶ月以上 10年以内	1,000万円 以上	
期日指定 定期貯金	お利息が1年複利で計算される定期貯金です。お預け入れから1年たてば1ヶ月前のご通知でいつでも満期日を指定できますし、元金(1万円以上)の一部引き出しもできます。	最長3年	1円以上 300万円未満	
変動金利型 定期貯金	市場金利に応じて6ヶ月ごとに金利が変更となる定期貯金です。半年ごとの複利計算も選択できます。	1年・2年・ 3年	1円以上	
据置定期貯金	6か月の据置期間経過後であれば、いつでもお引き出しいただけます。半年ごとの複利計算となります。	最長5年	1円以上	
決済用貯金 (普通貯金)	利息はつきません。個人のもの総合口座による貸越ができます。貯金保険制度により全額保護されます。	出し入れ自由	1円以上	
定期積金	毎月のお積立で生活設計に合わせ無理のない資金づくりができます。	6ヶ月以上 10年以内	1回1,000円 以上	
財形貯金	一般財形貯金	お勤めの方々の財産づくりに最適です。給料・ボーナスからの天引きによる積立となります。	3年以上	1回1円以上
	財形年金貯金	退職後の生活に備えた資金づくりに最適です。在職中に積立を行い、60才以降に年金としてお受取りできます。また、住宅財形と合せて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1回1円以上
	住宅財形貯金	マイホーム資金づくりに最適です。財形専用の金利が適用され、また、年金財形と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1回1円以上

※ 商品については約款の内容などをご確認いただき、不明な点は店頭窓口もしくは渉外担当者までお問い合わせください。

### 【主な貸出商品】

種 類	内 容
住 宅 ロ ー ン	新築・増改築、建売住宅やマンションの購入など、さまざまな住宅プランにお役立ていただけます。
リフォームローン	住宅の増改築・改装・補修およびシステムキッチン・造園・物置など住宅関連設備にお役立ていただけます。
マイカーローン	新車や中古車・バイクの購入をはじめ、修理・車検費用など、カーライフに関するさまざまな用途にご利用いただけます。
教 育 ロ ー ン	高校、高専、短大、大学、専修学校等に就学予定のお子さまの入学金や家賃・授業料などの学費にご利用いただけます。また、在学中の方でもご利用になれます。
フ リ ー ロ ー ン	ご本人が必要とする一切の資金です。気軽に自在にご利用できます。
カ ー ド ロ ー ン	あらかじめ決めておいた借入枠の範囲内なら、いつでも何回でも繰り返し利用することができます。使いみちは自由なのでさまざまに利用できます。 全国のJAのCD・ATMはもちろん、他の提携金融機関のCD・ATMでも借り入れることができます。

※ その他にも皆さまの暮らしや農業者・事業者の方々に必要な資金を融資しております。店頭窓口もしくは渉外担当者までお問い合わせください。また、当JAホームページでも取扱商品をご紹介しますのでどうぞご覧下さい。

<http://www.ja-imizuno.or.jp/jabank/>

【主なその他のサービス】

種 類	内 容
JA キャッシュサービス	カード1枚で、当 JA の各支店をはじめ、全国の提携金融機関や郵便局の ATM でご利用できます。
給 与 振 込 サ ー ビ ス	給与・ボーナスがお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振込まれ、キャッシュカードにより必要な時にお引出ができます。
各種自動受取サービス	国民年金、厚生年金等公的年金や配当金などがお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振込まれます。お受取の手間が省け、期日忘れのご心配がなくなります。
各種自動支払サービス	電気料、水道料、NHK 放送受信料、電話料などの各種公共料金のほか、JA カード利用代金、税金などをお客様のご指定いただいた貯金口座から自動的にお支払いいたしますので、払い込み等の煩わしさが解消します。
自動送金サービス	毎月決まった日に、決まった金額を、決まった振込先に自動的に振り込みます。お子様への仕送りや家賃、駐車料金などの振込に大変便利です。
自動集金サービス	ご集金の販売代金、賃貸料、会費などを、定期的に支払人の貯金口座から引き落としとして、お客様のご指定いただいた貯金口座へ自動的にご入金いたします。集金事務の合理化にお役立てください。
J A カ ー ド (クレジットカード)	このカード1枚で国内はもとより海外でもお買い物、ご旅行、お食事などお客様のサインひとつでご利用になれます。
デビットカードサービス	「J・Debit」 ジェイデビットのマークのある加盟店なら全国どこでも、当 JA のキャッシュカードでお買い物などの代金支払いができます。

【主な手数料一覧】

※ 各手数料（平成22年5月31日現在）には、消費税等（5%）が含まれています。

○ 内国為替の取扱手数料

種 類		系統金融機関あて	他金融機関あて	
振込手数料 (1件につき)	電信	1万円未満	105円	420円
		1万円以上3万円未満	210円	525円
		3万円以上	420円	735円
	文書	1万円未満	105円	315円
		1万円以上3万円未満	210円	420円
		3万円以上	420円	630円
	インターネット バンキング 利用	1万円未満	県内JA宛 無料	210円
			県外JA宛 105円	
		1万円以上3万円未満	県内JA宛 無料	262円
県外JA宛 210円				
3万円以上		県内JA宛 無料	420円	
		県外JA宛 315円		
代金取立手数料(1通につき)	同地間・県内系統あて	無料	無料	
	隔地間あて	630円	630円	

※ 系統金融機関とは、県内JA・県外JA・県外信連・農林中央金庫・漁協・信漁連です。

○ ATM利用手数料

ご利用カード ご利用時間		お引出取引(1回当たり)			お預入取引(1回当たり)	
		全国JA・JFマリンバンク キャッシュカード	三菱東京UFJ キャッシュカード	その他金融機関 キャッシュカード	当JA・県内JA キャッシュカード	県外JA キャッシュカード
平日	8:00～8:45		105円	210円		
	8:45～18:00	無料	無料	105円	無料	無料
	18:00～21:00		105円	210円		
土曜	8:45～9:00		—	—		
	9:00～14:00	無料	105円	105円	無料	無料
	14:00～17:00		105円	210円		
日曜 祝日 年末	9:00～17:00	無料	105円 105円	210円	無料	無料

(ATMによるお振込の場合)

ご利用カード お振込先 ご利用時間 お振込金額		県内JAのキャッシュカード				
		当店舗	当JA 他店舗	県内JA	県外JA	他行
平日 土曜 日曜 祝日	終日	1万円未満	無料	105円	105円	210円
		1万円以上 3万円未満		105円	210円	262円
		3万円以上		210円	315円	420円

○ その他の諸手数料

種 類		手 数 料
手形・小切手関係手数料	約束・為替手形帳 1冊(50枚)	525円
	小切手帳 1冊(50枚)	525円
その他	自己宛小切手 顧客依頼のもの	525円
	残高証明書発行手数料 1通	210円
	証書・通帳再発行手数料 1枚(冊)	525円
	ICキャッシュカード再発行手数料 1枚	1,050円
	国債等保護預り口座管理手数料	無料
	JAネットバンクサービス利用手数料	無料

## 【主な共済商品一覧】

### ○ 主な長期共済（共済期間が5年以上の契約）

種 類	内 容
終身共済	万一のときはもちろん、ニーズにあわせた特約により保障内容を自由に設計できる確かな生涯保障プランです。
定期生命共済	万一のときを手頃な共済掛金で保障するプランです。農業の新たな担い手などの経営者の万一のときの保障と退職金などの資金形成ニーズに応えるプランもあります。
養老生命共済	万一のときの保障と、将来の資金づくりを両立させたプランです。
こども共済	お子さまの入学資金や結婚・独立資金の準備に最適なプランです。共済契約者（親）が万一のときは、共済掛金の払込が免除されさらに満期まで毎年養育年金を受け取れるプランもあります。
医療共済	病気やケガによる入院・手術を手厚く保障するプランです。ニーズにあわせて、「共済期間」、「1回の入院の支払限度日数」、「共済掛金の払込期間」などを選択できるほか、先進医療の保障を加えたり、がん保障を充実させることもできます。特約により一定期間の万一のときの保障を確保することもできます。
がん共済	がんと闘うための安心を一生涯にわたって手厚く保障します。がんの転移・再発、長期治療、先進医療に対しても保障が充実しています。すべてのがんのほか、脳腫瘍も対象としています。
引受緩和型定期医療共済	通院中の方、病歴がある方など健康状態に不安がある方でも、簡単な告知でご加入できます。入院・手術を保障するプランです。共済期間の満了まで健康に過ごされたときは祝金が受け取れます。
建物更生共済	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は、建物の新築・改築や家財の買替資金としてご活用いただけます。
予定利率変動型年金共済	老後の生活資金準備のためのプランです。医師の診査なしの簡単な手続きでご加入できます。また、最低保障予定利率が設定されているので安心です。

### ○ 主な短期共済（共済期間が5年未満の契約）

種 類	内 容
火災共済	住まいの火災損害を中心に保障します。
自動車共済	相手方への対人・対物賠償保障をはじめ、ご自身・ご家族の治療費や休業損害も保障する人身傷害保障、車両保障など、万一の自動車事故を幅広く保障します。
自賠償共済	法律ですべての自動車に加入が義務づけられています。人身事故の被害者への賠償責任を保障します。
傷害共済	日常のさまざまな災害による万一のときや負傷を保障します。
賠償責任共済	日常生活・業務中に生じた損害賠償責任などを保障します。

# 【經營資料】



# I 決算の状況

## 1. 貸借対照表

(単位:千円又は百万円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	23年度	24年度		23年度	24年度
<b>1. 信用事業資産</b>	<b>111,345,527</b>	<b>114,893,760</b>	<b>1. 信用事業負債</b>	<b>113,844,361</b>	<b>117,446,493</b>
(1)現金	414,406	512,060	(1)貯金	112,259,342	115,876,405
(2)預金	75,584,807	78,291,762	(2)借入金	884,647	878,588
系統預金	75,573,527	78,275,803	(3)その他の信用事業負債	700,371	691,499
系統外預金	11,279	15,958	未払費用	216,580	209,791
(3)有価証券	4,392,625	5,414,831	その他の負債	483,791	481,708
国債	2,593,271	3,615,285	<b>2. 共済事業負債</b>	<b>503,524</b>	<b>492,576</b>
地方債	1,799,353	1,799,546	(1)共済借入金	4,680	4,556
(4)貸出金	30,747,518	30,460,788	(2)共済資金	268,600	261,536
(5)その他の信用事業資産	611,849	572,832	(3)共済未払利息	54	55
未収収益	597,932	554,722	(4)未經過共済付加収入	218,229	213,892
その他の資産	13,916	18,110	(5)その他の共済事業負債	11,960	12,536
(6)貸倒引当金	▲ 405,680	▲ 358,515	<b>3. 経済事業負債</b>	<b>316,037</b>	<b>261,983</b>
<b>2. 共済事業資産</b>	<b>4,747</b>	<b>4,610</b>	(1)経済事業未払金	136,424	174,063
(1)共済貸付金	4,680	4,556	(2)経済受託債務	179,607	87,917
(2)共済未収利息	54	55	(3)その他の経済事業負債	5	2
(3)その他の共済事業資産	29	15	<b>4. 雑負債</b>	<b>335,897</b>	<b>282,035</b>
(4)貸倒引当金	▲ 16	▲ 16	(1)未払法人税等	165,000	132,500
<b>3. 経済事業資産</b>	<b>1,372,708</b>	<b>1,346,760</b>	(2)その他の負債	170,897	149,535
(1)受取手形	2,061	2,735	<b>5. 諸引当金</b>	<b>687,669</b>	<b>669,096</b>
(2)経済事業未収金	193,518	169,894	(1)賞与引当金	65,056	63,272
(3)経済受託債権	811,278	772,688	(2)退職給付引当金	585,667	563,070
(4)棚卸資産	381,356	418,126	(3)役員退職慰労引当金	36,946	42,754
購買品	379,122	417,562	<b>負債の部合計</b>	<b>115,687,491</b>	<b>119,152,185</b>
その他の棚卸資産	2,233	564	<b>1. 組合員資本</b>	<b>7,078,070</b>	<b>7,364,620</b>
(5)その他の経済事業資産	5,756	4,791	(1)出資金	1,409,334	1,411,117
(6)貸倒引当金	▲ 21,261	▲ 21,475	(2)資本準備金	40,499	40,499
<b>4. 雑資産</b>	<b>81,691</b>	<b>99,031</b>	(3)利益剰余金	5,632,117	5,919,478
(1)雑資産	81,696	99,101	利益準備金	1,449,350	1,549,350
(2)貸倒引当金(控除)	▲ 4	▲ 69	その他利益準備金	4,182,767	4,370,128
<b>5. 固定資産</b>	<b>3,782,480</b>	<b>4,015,590</b>	リスク管理積立金	1,220,000	1,260,000
(1)有形固定資産	3,780,676	4,008,099	固定資産減損積立金	38,837	38,390
建物	4,362,316	4,611,595	電算システム強化積立金	143,380	113,803
機械装置	1,575,219	1,534,691	税効果調整積立金	194,754	194,754
土地	1,391,382	1,454,101	特別積立金	2,059,796	2,309,796
建設仮勘定	22,519	60,585	当期未処分剰余金	525,998	453,384
その他の有形固定資産	1,084,426	1,121,197	(うち当期剰余金)	(360,912)	(315,368)
減価償却累計額	▲ 4,655,187	▲ 4,774,073	(4)処分未済持分	▲ 3,880	▲ 6,474
(2)無形固定資産	1,803	7,491	<b>2. 評価・換算差額等</b>	<b>17,601</b>	<b>34,720</b>
<b>6. 外部出資</b>	<b>6,009,162</b>	<b>6,009,602</b>	(1)その他有価証券評価差額金	17,601	34,720
系統出資	5,871,718	5,871,718	<b>純資産の部合計</b>	<b>7,095,672</b>	<b>7,399,340</b>
系統外出資	137,444	137,884			
<b>7. 繰延税金資産</b>	<b>186,845</b>	<b>182,169</b>			
<b>資産の部合計</b>	<b>122,783,163</b>	<b>126,551,525</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>122,783,163</b>	<b>126,551,525</b>

## 2. 損益計算書

(単位:千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	23年度	24年度		23年度	24年度
<b>1. 事業総利益</b>	<b>2,542,698</b>	<b>2,505,545</b>	(9) 農業倉庫事業収益	51,280	51,646
(1) 信用事業収益	1,300,049	1,228,137	(10) 農業倉庫事業費用	3,382	3,377
資金運用収益	1,221,237	1,153,400	<b>農業倉庫事業総利益</b>	<b>47,898</b>	<b>48,269</b>
(うち預金利息)	(525,306)	(503,573)	(11) 利用事業収益	491,483	503,578
(うち有価証券利息)	(62,901)	(60,485)	(12) 利用事業費用	242,352	256,716
(うち貸出金利息)	(625,800)	(582,859)	<b>利用事業総利益</b>	<b>249,131</b>	<b>246,862</b>
(うちその他受入利息)	(7,229)	(6,483)	(13) その他事業収益	24,025	23,488
役務取引等収益	30,856	31,695	(14) その他事業費用	137	152
その他事業直接収益	10,988	27,212	<b>その他事業総利益</b>	<b>23,887</b>	<b>23,336</b>
その他経常収益	36,966	15,829	(15) 指導事業収入	40,461	40,634
(2) 信用事業費用	393,816	308,906	(16) 指導事業支出	67,239	79,954
資金調達費用	223,808	199,229	<b>指導事業収支差額</b>	<b>▲ 26,778</b>	<b>▲ 39,320</b>
(うち貯金利息)	(187,570)	(167,018)	<b>2. 事業管理費</b>	<b>2,091,323</b>	<b>2,055,969</b>
(うち給付補填備金繰入)	(25,890)	(22,429)	(1) 人件費	1,356,654	1,326,314
(うち借入金利息)	(7,371)	(7,185)	(2) 業務費	185,328	189,764
(うちその他支払利息)	(2,975)	(2,595)	(3) 諸税負担金	71,026	68,835
役務取引等費用	5,729	6,131	(4) 施設費	461,747	455,195
その他事業直接費用	901	-	(5) その他事業管理費	16,566	15,859
その他経常費用	163,376	103,545	<b>事業利益</b>	<b>451,375</b>	<b>449,576</b>
(うち貸倒引当金戻入益)	(-)	(▲47,165)	<b>3. 事業外収益</b>	<b>51,027</b>	<b>59,778</b>
<b>信用事業総利益</b>	<b>906,233</b>	<b>919,231</b>	(1) 受取雑利息	134	151
(3) 共済事業収益	606,328	602,601	(2) 受取出資配当金	19,464	29,481
共済付加収入	574,943	571,434	(3) 賃貸料	13,493	11,868
共済貸付金利息	129	102	(4) 雑収入	17,934	18,277
その他の収益	31,254	31,063	<b>4. 事業外費用</b>	<b>14,865</b>	<b>12,540</b>
(4) 共済事業費用	40,770	41,954	(1) 寄付金	20	20
共済借入金利息	129	102	(2) 雑損失	14,845	12,520
共済推進費	23,704	22,725	<b>経常利益</b>	<b>487,537</b>	<b>496,814</b>
その他の費用	16,936	19,126	<b>5. 特別利益</b>	<b>166,721</b>	<b>9,195</b>
(うち貸倒引当金戻入益)	(-)	(▲0)	(1) 固定資産処分益	83,143	455
<b>共済事業総利益</b>	<b>565,557</b>	<b>560,646</b>	(2) 一般補助金	59,645	8,740
(5) 購買事業収益	4,154,396	4,161,367	(3) 貸倒引当金戻入益	23,194	-
購買品供給高	3,944,279	3,968,277	(4) 償却債権取立益	738	-
修理サービス料	138,408	135,377	<b>6. 特別損失</b>	<b>89,983</b>	<b>52,838</b>
その他の収益	71,709	57,711	(1) 固定資産処分損	26,530	43,651
(6) 購買事業費用	3,525,110	3,567,252	(2) 固定資産圧縮損	59,645	8,740
購買品供給原価	3,358,984	3,410,302	(3) 減損損失	2,735	447
購買品供給費	111,933	104,640	(4) その他の特別損失	1073	-
その他の費用	54,192	52,308	<b>税引前当期純利益</b>	<b>564,276</b>	<b>453,170</b>
(うち貸倒引当金繰入額)	(-)	(59)	<b>7. 法人税・住民税及び事業税</b>	<b>179,172</b>	<b>138,453</b>
(うち貸倒損失)	(-)	(37)	<b>8. 法人税等調整額</b>	<b>24,191</b>	<b>▲ 651</b>
<b>購買事業総利益</b>	<b>629,285</b>	<b>594,115</b>	<b>法人税等合計</b>	<b>203,363</b>	<b>137,802</b>
(7) 販売事業収益	168,306	171,448	<b>当期剰余金</b>	<b>360,912</b>	<b>315,368</b>
販売手数料	124,292	135,639	<b>当期首繰越剰余金</b>	<b>103,048</b>	<b>107,991</b>
その他の収益	44,014	35,808	<b>固定資産減損積立金取崩額</b>	<b>2,735</b>	<b>447</b>
(8) 販売事業費用	20,822	19,043	<b>電算システム機能強化等積立金取崩額</b>	<b>35,111</b>	<b>29,577</b>
販売費	15,607	13,453	<b>税効果調整積立金取崩額</b>	<b>24,191</b>	<b>-</b>
その他の費用	5,215	5,589	<b>当期未処分剰余金</b>	<b>525,998</b>	<b>453,384</b>
(うち貸倒引当金繰入額)	(409)	(196)			
<b>販売事業総利益</b>	<b>147,483</b>	<b>152,405</b>			

### 3. キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	23年度	24年度		23年度	24年度
<b>1. 事業活動によるキャッシュ・フロー</b>			(その他の資産及び負債の増減)		
税引前当期利益	564,276	453,170	その他の資産の純増減	14,144	▲ 10,691
減価償却費	277,021	269,954	その他の負債の純増減	6,510	4,947
減損損失	2,735	447	未払消費税等の増減額	36,010	▲ 30,576
貸倒引当金の増加額	▲ 29,940	▲ 46,887	信用事業資金運用による収入	1,335,529	1,196,507
賞与引当金の増加額	993	▲ 1,785	信用事業資金調達による支出	▲ 557,939	▲ 210,097
退職給付引当金の増加額	▲ 65,553	▲ 22,596	共済貸付金利息による収入	140	101
その他引当金等の増加額	5,640	5,808	共済借入金利息による支出	▲ 140	▲ 101
信用事業資金運用収益	▲ 1,300,159	▲ 1,153,558	小 計	3,252,249	1,919,956
信用事業資金調達費用	393,816	199,229	雑利息及び出資配当金の受取額	19,499	29,763
共済貸付金利息	▲ 129	▲ 102	法人税等の支払額	▲ 136,823	▲ 170,953
共済借入金利息	129	102	事業活動によるキャッシュ・フロー	3,134,925	1,778,766
受取雑利息及び受取出資配当金	▲ 19,599	▲ 29,510	<b>2. 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券関係損益	▲ 73,757	▲ 87,540	有価証券の取得による支出	▲ 498,225	▲ 1,497,544
固定資産売却損益	▲ 78,243	10,261	有価証券の売却による収入	1,008,834	536,215
その他固定資産関係損益	21,629	19,816	有価証券の償還による収入	361,493	49,109
(信用事業活動による資産及び負債の増減)			補助金等の受入による収入	59,645	8,740
貸出金の純増減	885,971	286,731	固定資産の取得による支出	▲ 200,990	▲ 494,547
預金の純増減	▲ 1,500,000	▲ 2,500,000	固定資産の売却による収入	64,143	▲ 47,782
貯金の純増減	3,343,711	3,617,064	外部出資による支出	▲ 735,240	▲ 440
信用事業借入金の純増減	▲ 7,376	▲ 6,060	外部出資の売却等による収入	-	0
その他の信用事業資産の純増減	2,022	▲ 4,194	投資活動によるキャッシュ・フロー	59,660	▲ 1,446,249
その他の信用事業負債の純増減	13,226	2,257	<b>3. 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
(共済事業活動による資産及び負債の増減)			出資の増額による収入	9,894	3,599
共済貸付金の純増減	757	124	出資の払戻しによる支出	▲ 2,613	▲ 1,816
共済借入金の純増減	▲ 757	▲ 124	持分の譲渡による収入	3,695	4,793
共済資金の純増減	87,983	▲ 7,064	持分の取得による支出	▲ 3,880	▲ 6,474
未経過共済付加収入の純増減	▲ 2,612	▲ 4,338	出資配当金の支払額	▲ 27,855	▲ 28,010
(経済事業活動による資産及び負債の増減)			財務活動によるキャッシュ・フロー	▲ 20,759	▲ 27,908
受取手形及び経済事業未収金の純増減	▲ 19,740	22,950	<b>4. 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)</b>	<b>3,173,826</b>	<b>304,609</b>
経済受託債権の純増減	▲ 124,480	▲ 93,226	<b>5. 現金及び現金同等物の期首残高</b>	<b>19,325,150</b>	<b>22,498,978</b>
棚卸資産の純増減	20,100	▲ 38,826	<b>6. 現金及び現金同等物の期末残高</b>	<b>22,498,976</b>	<b>22,803,587</b>
支払手形及び経済事業未払金の純増減	49,047	37,639			
経済受託債務の純増減	▲ 28,716	40,124			

## 4. 注記表

(平成23年度分)

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券（株式形態の外部出資を含む）

有価証券の評価基準及び評価方法は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（平成11年1月22日企業会計審議会）に基づき、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。

(1) 満期保有目的の債券 : 償却原価法（定額法）

(2) その他有価証券

①時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

②時価のないもの : 移動平均法による原価法

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については、償却原価法による取得価額の修正を行っています。

##### ②棚卸資産

購買品（農機具製品、自動車）・・・個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

購買品（上記以外の購買品）・・・売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(会計方針の変更)

従来、購買品（農機具製品、自動車以外の購買品）については、最終仕入原価法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しておりましたが、当事業年度より売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）に変更しています。売価還元法は取扱品種の極めて多い棚卸資産に適した評価方法であり、また、棚卸資産の売価動向を反映しており、より適正な期間損益計算を行なうために変更したものです。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しています。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。また、取得価額30万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき償却しています。

②無形固定資産：定額法を採用しています。なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

### (3) 引当金の計上基準

#### ①貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、貸倒実績率で算定した金額と税法繰入限度額のいずれか多い金額を計上しています。

この基準に基づき、当事業年度は租税特別措置法第 57 条の 10 により算定した金額に基づき計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

#### ②賞与引当金

賞与引当金は、職員賞与の支給に備えるため、次期支給の賞与見積額のうち当事業年度に属する期間対応分を計上しています。

なお、賞与引当金に対応する社会保険料負担額を未払費用として人件費に計上しています。

#### ③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

なお、当組合は職員数 300 人未満の小規模企業等に該当するため、「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 13 号平成 11 年 9 月 14 日)により簡便法を採用しています。

#### ④役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退任慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

### (4) リース取引の処理方法

#### 借手

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、会計基準適用初年度（平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度）開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によ

っています。

会計基準適用初年度以降に取引を開始したものについては、売買処理により行うこととしておりますが、個々のリース資産に重要性が乏しいと認められる場合は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。会計基準適用初年度以降取引を開始したもので、売買処理により行っているものではありません。

(5) 消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等はその他雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(6) 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しております。

(7) 会計方針の変更

当事業年度から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。

これによる、損益に与える影響はありません。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合の圧縮記帳額

土地収用法を受けて、また国庫補助金の受領により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は2,829,399千円(うち当期圧縮記帳額59,645千円)であり、その内訳は、次のとおりです。

建物	936,107千円(うち当期圧縮記帳額40,058千円)
構築物	376,262千円(うち当期圧縮記帳額9,264千円)
機械装置	1,451,290千円(うち当期圧縮記帳額10,322千円)
車輛運搬具	25,654千円(うち当期圧縮記帳額一千円)
器具備品	40,084千円(うち当期圧縮記帳額一千円)

(2) リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、直販・購買管理システム等(会計基準適用初年度(平成20年4月1日以後開始する事業年度)開始前契約締結のもの)については、リース契約により使用しております。

(3) 担保に供されている資産

預金 3,400,000千円は為替取引の担保に供しております。

(4) 子会社に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

金銭債権	378,045千円
金銭債務	45,707千円

(5) 役員に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

金銭債権 49,000 千円  
該当する金銭債務はありません。

(6) 信用事業を行う J A に要求される注記

① 貸出金のうち、リスク管理債権等

貸出金のうち、破綻先債権額は 50,122 千円、延滞債権額は 660,132 千円です。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3 か月以上延滞債権額ははありません。なお、3 か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 か月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3 か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 710,254 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

3. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社との取引総額

(1) 子会社との取引による収益総額	6,660 千円
うち事業取引高	6,660 千円
(2) 子会社との取引による費用総額	9,007 千円
うち事業取引高	7 千円
うち事業取引以外の取引高	9,000 千円

(2) 固定資産減損損失等

当期において、以下の固定資産について減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類
射水市本江 2373-3	本江支店	建物等

当組合は、管理会計の単位としている支店及び事業所を基本にグルーピングし、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については各固定資産をグルーピングの最小単位としています。また、本店、カントリーエレベーターをはじめとする生産施設、農機センター等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから J A 全体の共用資産とし

ております。

本江支店については支店統廃合に伴う活用方針も定まっておらず遊休資産となることを見込み、建物等を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失（2,735千円）として特別損失に計上しました。その内訳は建物2,519千円、その他216千円です。

なお、これら建物等の回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを5.90%で割り引いて算定しています。また、土地の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、時価は路線価により算定しています。

#### 4. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### ①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫に預けているほか、国債や地方債などの有価証券による運用を行っています。

###### ②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金は、自己資本増強の一環として借り入れたJAバンク支援協会からの期限付劣後特約付借入金および転貸資金です。

###### ③金融商品に係るリスク管理体制

###### i) 信用リスクの管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況等の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

###### ii) 市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの



変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当組合では、これらのリスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMへの取組みを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会等を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会及びALM委員会等で決定した運用方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が44,480千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

### iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計

画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次のとおりです。  
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	75,584,807	75,464,741	(-)120,065
有価証券			
満期保有目的の債券	3,470,322	3,627,296	156,974
その他有価証券	922,303	922,303	—
貸出金	30,748,910		
貸倒引当金	(-)402,989		
貸倒引当金控除後	30,345,921	31,900,344	1,554,423
資産計	110,323,354	111,914,686	1,591,331
貯金	112,259,342	112,188,829	(-)70,512

※貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している従業員貸付金1,392千円を含めています。

※貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

i) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ii) 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

iii) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

i) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額としています。

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	6,009,162

※ 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	75,584,807	—	—	—	—	—
有価証券 満期保有目的 の債券	—	299,864	1,071,581	100,000	—	1,998,876
その他有価証券のうち 満期があるもの						922,303
貸出金	4,954,861	2,173,891	1,810,971	1,695,902	1,349,358	18,658,178
合計	80,539,668	2,473,756	2,882,552	1,795,902	1,349,358	21,579,358

※貸出金のうち、当座貸越 892,435 千円については「1年以内」に含めています。

また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

※貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 104,354 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	84,410,844	9,772,915	11,726,607	779,912	5,569,062	—

※貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

5. 有価証券に関する注記

有価証券の時価、評価差額に関する事項は次の通りである。

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	国債	1,670,968	1,744,387	73,418
	地方債	1,799,353	1,882,909	83,555
合計		3,470,322	3,627,296	156,974

(2) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類		取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	896,792	922,303	25,510
合計		896,792	922,303	25,510

上記の評価差額から繰延税金負債 7,908 千円を差し引いた額 17,601 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(3) 当事業年度中に売却したその他有価証券

当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

単位：千円

種類	売却額	売却益	売却損
国債	1,006,587	10,988	901
合計	1,006,587	10,988	901

6. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する注記

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加えて、全国農協役職員共済会との契約による退職給付制度を採用しています。

なお、退職給付に係る会計基準に基づく、当事業年度における退職給付債務の内容等は次のとおりです。

①退職給付債務及びその内訳

ア. 退職給付債務の額	1,545,626 千円
イ. 年金資産の額	959,958 千円
(うち農協職員退職給付金制度)	959,958 千円)
ウ. 退職給付引当金の額(ア-イ)	585,667 千円

②退職給付費用の内訳

ア. 退職給付費用の額	83,861 千円
-------------	-----------

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 18,119 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成23年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は 301,549 千円となっています。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	89,892 千円
賞与引当金損金算入限度超過額	20,168 千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	162,289 千円
J Aバンク支援積立金損金否認	14,077 千円
その他	29,910 千円
繰延税金資産小計	316,336 千円
評価性引当額	△121,581 千円
繰延税金資産合計 (A)	194,754 千円
繰延税金負債 (B)	7,908 千円
有価証券評価に係る繰延税金負債	7,908 千円
繰延税金資産の純額(A)－(B)	186,845 千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の内訳

法定実効税率	31.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入 されない項目	1.6%
受取配当金等永久に益金に算入 されない項目	△0.2%
住民税均等割等	0.4%
評価性引当額の増減	△0.3%
税率変更による期末繰延税金資産の 減額修正	2.8%
その他	0.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.0%

(3) 法人税等の税率の変更に伴う繰延税金資産及び繰延税金負債の修正内容及び修正金額

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成 23 年法律第 114 号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成 23 年法律第 117 号)が、平成 23 年 12 月 2 日に公布されました。平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から法人税率が引き下げられ、また、平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの期間(指定期間)に開始する事業年度については、復興特別法人税が課されることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の 31.0%から、指定期間内に開始する事業年度については 29.3%、平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度については 27.6%に変更されました。その結果、繰延税金資産が 15,921 千円減少し、法人税等調整額が 15,921 千円増加しています。

7. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

(1) 現金及び現金同等物の資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金、通知預金及び決済用別段預金となっています。

(2) 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	75,999,213 千円
別段預金及び定期性預金	△53,500,237 千円
現金及び現金同等物	22,498,976 千円

8. その他の注記

(1) 劣後特約付貸出金

貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金 2,220 百万円が含まれています。

(平成24年度分)

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）

有価証券の評価基準及び評価方法は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（平成11年1月22日企業会計審議会）に基づき、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。

(1) 満期保有目的の債券 : 償却原価法（定額法）

(2) その他有価証券

① 時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② 時価のないもの : 移動平均法による原価法

#### ② 棚卸資産

購買品（農機具製品、自動車）・・・個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

購買品（上記以外の購買品）・・・売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しています。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。また、取得価額30万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき償却しています。

② 無形固定資産：定額法を採用しています。なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の



支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、貸倒実績率で算定した金額と税法繰入限度額のいずれか多い金額を計上しています。

この基準に基づき、当事業年度は租税特別措置法第 57 条の 10 により算定した金額に基づき計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

## ②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

## ③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

なお、当組合は職員数 300 人未満の小規模企業等に該当するため、「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 13 号平成 11 年 9 月 14 日)により簡便法を採用しています。

## ④役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

## (4) リース取引の処理方法

### 借手

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、会計基準適用初年度(平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度)開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

会計基準適用初年度以降に取引を開始したものについては、売買処理により行うこととしておりますが、個々のリース資産に重要性が乏しいと認められる場合は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。会計基準適用初年度以降取引を開始したもので、売買処理により行っているものではありません。

## (5) 消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5 年間で均等償却を行っています。

## (6) 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(7) 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び過去の誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び過去の誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しています。

なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当事業年度の「貸倒引当金戻入益」は事業費用又は事業外費用から控除しています。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合の圧縮記帳額

土地収用法を受けて、また国庫補助金の受入れにより有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は2,769,708千円(うち当期圧縮記帳8,740千円)であり、その内訳は、次のとおりです。

建物	936,220千円	(うち当期圧縮記帳額	一千円)
構築物	375,449千円	(うち当期圧縮記帳額	一千円)
機械装置	1,392,299千円	(うち当期圧縮記帳額	8,740千円)
車輛運搬具	25,654千円	(うち当期圧縮記帳額	一千円)
器具備品	40,084千円	(うち当期圧縮記帳額	一千円)

(2) 担保に供されている資産

預金 3,400,000千円は為替取引の担保に供しています。

(3) 役員に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

金銭債権 48,003千円  
該当する金銭債務はありません。

(4) 信用事業を行うJAに要求される注記

① 貸出金のうち、リスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額は47,621千円、延滞債権額は2,004,724千円です。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は3,312千円です。なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。なお、貸出条件緩和債権とは、債

務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,055,658千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

### 3. 損益計算書に関する注記

#### (1) 固定資産減損損失等

当期において、以下の固定資産について減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類
射水市本江 2373-3	本江支店	建物

当組合は、管理会計の単位としている支店及び事業所を基本にグルーピングし、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については各固定資産をグルーピングの最小単位としています。また、本店、カントリーエレベーターをはじめとする生産施設、農機センター等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることからJA全体の共用資産と認識しております。

旧本江支店建物等についてはすでに減損損失を計上済みですが、建物等の回収可能額見直しにより当該減少額を減損損失（447千円）として特別損失に計上しました。その内訳は建物447千円です。

なお、これら建物等の回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを6.10%で割引いて算定しています。また、土地の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、時価は路線価により算定しています。

### 4. 金融商品に関する注記

#### (1) 金融商品の状況に関する事項

##### ①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫に預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

##### ②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金は、自己資本増強の一環として借り入れたJAバンク支援協会からの期限付劣後特約付借入金および転貸資金です。

### ③金融商品に係るリスク管理体制

#### i) 信用リスクの管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況等の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

#### ii) 市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当組合では、これらのリスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMへの取組みを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会等を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会及びALM委員会等で決定した運用方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

#### (市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金

利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が26,010千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

### iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

### ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	78,291,762	78,189,037	(-)102,724
有価証券			
満期保有目的の債券	3,469,952	3,644,459	174,506
その他有価証券	1,944,879	1,944,879	—
貸出金	30,460,788		
貸倒引当金	(-)358,515		
貸倒引当金控除後	30,102,273	31,603,904	1,501,631
資産計	113,808,867	115,382,279	1,573,412
貯金	115,876,405	115,956,331	79,925

※貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

i) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ii) 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

iii) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

i) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額としています。

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	6,009,602

※ 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	78,291,762	—	—	—	—	—
有価証券 満期保有目的 の債券	299,952	1,070,970	100,000	—	—	1,999,029
その他有価証券のうち 満期があるもの						1,944,879
貸出金	3,624,282	2,003,891	3,085,662	1,481,908	1,261,934	18,901,842
合計	82,215,997	3,074,861	3,185,662	1,481,908	1,261,934	22,845,750

※貸出金のうち、当座貸越 831,169 千円については「1年以内」に含めています。

また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

※貸出金のうち、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 101,268 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	83,604,249	11,847,076	9,906,743	5,687,908	4,819,836	10,591

※貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

5. 有価証券に関する注記

有価証券の時価、評価差額に関する事項は次の通りである。

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	国債	1,670,406	1,745,398	74,991
	地方債	1,799,546	1,899,061	99,514
合計		3,469,952	3,644,459	174,506

(2) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類		取得原価又 は償却原価	貸借対照表 計上額	評価差額
貸借対照表計上額が取得 原価又は償却原価を超え るもの	国債	1,896,923	1,944,879	47,955
合計		1,896,923	1,944,879	47,955

上記の評価差額から繰延税金負債 13,235 千円を差し引いた額 34,720 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(3) 当事業年度中に売却したその他有価証券

当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

単位：千円

種類	売却額	売却益	売却損
国債	1,539,026	27,212	—
合計	1,539,026	27,212	—



## 6. 退職給付に関する注記

### (1) 退職給付に関する注記

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加えて、全国農林漁業団体共済会との契約による退職給付制度を採用しています。

なお、退職給付に係る会計基準に基づく、当事業年度における退職給付債務の内容等は次のとおりです。

#### ①退職給付債務及びその内訳

ア. 退職給付債務の額	1,528,375 千円
イ. 年金資産の額	965,304 千円
(うち農協職員退職給付金制度)	965,304 千円)
ウ. 退職給付引当金の額(ア-イ)	563,070 千円

#### ②退職給付費用の内訳

ア. 退職給付費用の額	84,042 千円
-------------	-----------

### (2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金17,780千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成24年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は284,693千円となっています。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	77,407千円
賞与引当金損金算入限度超過額	18,539千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	157,798千円
J Aバンク支援積立金損金否認	14,676千円
その他	41,530千円
繰延税金資産小計	309,950千円
評価性引当額	△114,546千円
繰延税金資産合計 (A)	195,405千円
繰延税金負債 (B)	13,235千円
有価証券評価に係る繰延税金負債	13,235千円
繰延税金資産の純額(A) - (B)	182,169千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の内訳

法定実効税率	31.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入 されない項目	2.0%
受取配当金等永久に益金に算入 されない項目	△0.7%
住民税均等割等	0.5%
評価性引当額の増減	△1.6%
その他	△0.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.4%

8. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

(1) 現金及び現金同等物の資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金、通知預金及び決済用別段預金となっています。

(2) 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	78,803,823千円
別段預金及び定期性預金	△56,000,236千円
現金及び現金同等物	22,803,587千円

9. その他の注記

(1) 劣後特約付貸出金

貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金 2,220,000千円が含まれています。

## 5. 剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	23年度	24年度
1. 当期末処分剰余金	525,998	453,384
(1) 繰越剰余金	103,048	107,991
(2) 当期剰余金	360,912	315,368
(3) 目的積立金目的取崩額	62,038	30,024
2. 剰余金処分額	418,007	345,681
(1) 利益準備金	100,000	100,000
(2) 任意積立金	290,000	210,651
うちリスク管理積立金	40,000	10,000
うち固定資産除去損失積立金	-	30,000
うち税効果調整積立金	-	651
うち特別積立金	250,000	170,000
(3) 出資配当金	28,007	35,030
3. 繰越剰余金	107,991	107,703

(注) 1. 出資配当の割合は次のとおりです。

平成23年度 2.0% 平成24年度 2.5%

2. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。

積立金の種類	積立目的	積立目標額	積立・取崩基準
リスク管理積立金	有価証券の運用リスク負担と貸出金(経済未収金含む。)および外部出資等の不良債権の償却・引当、更には米の販売業務における急激な価格変動に対応し、JA経営の健全性を保	1,289,543	1. 有価証券売却損が発生したとき 2. 自己査定における有価証券、貸出金、経済未収金及び外部出資等の償却・引当したとき
固定資産減損積立金	固定資産の減損会計適用に伴う損失発生時の填補に備え、JA経営の健全性を確保する。	100,000	1. 減損会計適用により多額の損失が発生したとき
固定資産除去損失積立金	事務所等の建替えに伴い、一時的に発生する多額の固定資産除去損及び解体費等に備え、計画的に積み立てる。	77,730	1. 事務所等の建替えが決定された年度末においてその相当額
電算システム機能強化等積立金	今後の県域信用事業の機能強化及び将来のシステム構築に係るコスト負担に備える。	200,000	1. 次期JASTEMシステム更改等の電算システム機能強化等により多額の費用が発生したとき
税効果調整積立金	税効果会計による繰延税金資産について、回収時まで剰余金処分を留保するための積立金。	195,405	1. 繰延税金資産の減少が生じたとき

3. 次期繰越剰余金には、営農指導、教育・生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

平成23年度 19,000千円

平成24年度 23,000千円

6. 部門別損益計算書  
(23年度)

(単位:千円)

区 分	合計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	① 6,836,332	1,300,049	606,328	2,245,891	2,647,299	36,763	
事業費用	② 4,293,633	393,816	40,770	1,511,983	2,287,448	59,614	
事業総利益 (①-②)	③ 2,542,698	906,233	565,557	733,908	359,851	▲ 22,851	
事業管理費	④ 2,091,323	618,822	354,481	696,019	304,926	117,073	
(うち減価償却費)	⑤ (276,293)	(43,480)	(17,583)	(181,238)	(27,214)	(6,777)	
(うち人件費)	⑥ (1,356,654)	(462,213)	(284,290)	(314,479)	(197,362)	(98,308)	
うち共通管理費	⑦	176,802	94,902	245,332	89,574	18,140	▲ 624,752
(うち減価償却費)	⑧	(29,934)	(16,067)	(41,537)	(15,165)	(3,071)	(▲ 105,776)
(うち人件費)	⑨	(57,839)	(31,046)	(80,259)	(29,303)	(5,934)	(▲ 204,384)
事業利益 (③-④)	⑩ 451,375	287,411	211,076	37,888	54,924	▲ 139,924	
事業外収益	⑪ 51,027	20,651	6,389	14,062	4,481	5,442	
うち共通分	⑫	6,236	3,347	8,654	3,159	639	▲ 22,039
事業外費用	⑬ 14,865	4,167	2,237	5,824	2,208	427	
うち共通分	⑭	4,167	2,237	5,782	2,111	427	▲ 14,726
経常利益 (⑩+⑪-⑬)	⑮ 487,537	303,895	215,228	46,126	57,197	▲ 134,910	
特別利益	⑯ 166,721	43,926	23,092	64,229	21,795	13,678	
うち共通分	⑰	43,020	23,092	59,696	21,795	4,414	▲ 152,019
特別損失	⑱ 89,983	8,507	4,512	62,155	4,681	10,126	
うち共通分	⑲	8,407	4,512	11,665	4,259	862	▲ 29,707
税引前当期利益 (⑮+⑯-⑱)	⑳ 564,276	339,313	233,808	48,200	74,312	▲ 131,358	
営農指導事業分配賦額	㉑	30,816	20,675	64,801	15,065	▲ 131,358	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益	㉒ 564,276	308,497	213,132	▲ 16,600	59,247		

(注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

(1) 共通管理費等

(人頭割+人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割)の平均値

(2) 営農指導事業

(貢献度割+事業総利益割)の平均値

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)は、次のとおりです。

(単位:%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	28.3%	15.2%	39.3%	14.3%	2.9%	100.0%
営農指導事業	23.5%	15.7%	49.3%	11.5%		100.0%

3. 部門別の資産

(単位:千円)

区 分	合計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通資産
事業別の資産	122,783,164	116,253,774	915,266	2,967,608	364,651	34,256	2,247,609
総資産(共通管理費配分後)※	122,783,164	116,889,839	1,256,685	3,850,214	686,908	99,518	
(うち固定資産)	(3,782,480)	(582,409)	(305,472)	(2,402,103)	(418,345)	(74,151)	

※ 共通資産の他部門への配賦基準

(人頭割+人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割)の平均値

(24年度)

(単位:千円)

区 分		合計	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	共 通 管理費等
事業収益	①	6,782,900	1,228,137	602,601	2,289,037	2,626,320	36,805	
事業費用	②	4,277,355	308,906	41,955	1,567,865	2,285,458	73,171	
事業総利益 (①-②)	③	2,505,545	919,231	560,646	721,172	340,862	▲ 36,366	
事業管理費	④	2,055,969	592,890	348,963	689,299	314,426	110,391	
(うち減価償却費)	⑤	(268,567)	(41,751)	(19,198)	(172,234)	(27,347)	(8,037)	
(うち人件費)	⑥	(1,326,314)	(439,525)	(277,159)	(310,481)	(208,133)	(91,016)	
うち共通管理費	⑦		177,204	97,029	246,628	91,794	18,217	▲ 630,872
(うち減価償却費)	⑧		(30,226)	(16,552)	(42,076)	(15,660)	(3,108)	(▲ 107,622)
(うち人件費)	⑨		(60,140)	(32,931)	(83,704)	(31,155)	(6,183)	(▲ 214,113)
事業利益 (③-④)	⑩	449,576	326,341	211,683	31,873	26,436	▲ 146,757	
事業外収益	⑪	59,778	21,901	13,644	17,488	5,968	777	
うち共通分	⑫		7,553	4,136	10,513	3,914	777	▲ 26,893
事業外費用	⑬	12,540	3,390	1,854	4,832	2,116	348	
うち共通分	⑭		3,385	1,854	4,711	1,754	348	▲ 12,052
経常利益 (⑩+⑪-⑬)	⑮	496,814	344,852	223,473	44,529	30,288	▲ 146,328	
特別利益	⑯	9,195	129	70	8,917	66	13	
うち共通分	⑰		129	70	177	66	13	▲ 455
特別損失	⑱	52,838	13,559	7,763	24,524	5,892	1,100	
うち共通分	⑲		10,703	5,861	14,898	5,544	1,100	▲ 38,106
税引前当期利益 (⑮+⑯-⑱)	⑳	453,171	331,422	215,780	28,922	24,462	▲ 147,415	
営農指導事業分配賦額	㉑		35,240	23,236	72,499	16,440	▲ 147,415	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益	㉒	453,171	296,182	192,544	▲ 43,577	8,022		

(注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

(1) 共通管理費等

(人頭割+人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割)の平均値

(2) 営農指導事業

(貢献度割+事業総利益割)の平均値

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)は、次のとおりです。

(単位:%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	計
共 通 管 理 費 等	28.1%	15.4%	39.1%	14.5%	2.9%	100.0%
営 農 指 導 事 業	23.9%	15.8%	49.2%	11.1%		100.0%

3. 部門別の資産

(単位:千円)

区 分	合計	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	共 通 資 産
事業別の資産	126,551,526	119,799,710	915,393	2,855,595	372,579	30,208	2,578,041
総資産(共通管理費配分後)※ (うち固定資産)	126,551,526 (4,015,592)	120,523,847 (665,401)	1,311,900 (358,301)	3,863,437 (2,422,484)	747,690 (489,691)	104,652 (79,715)	

※ 共通資産の他部門への配賦基準

(人頭割+人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割)の平均値

## 7. 財務諸表の正確性等にかかる確認書

### 確 認 書

- 1 私は、当JAの平成24年3月1日から平成25年2月28日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
  - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
  - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
  - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成25年6月20日

いみず野農業協同組合

代表理事組合長 水元 睦雄 (印)

## II 損益の状況

### 1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円、口、人、%)

項 目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
経 常 収 益	506	532	355	451	449
信用事業収益	269	303	229	287	326
共済事業収益	274	255	213	211	211
農業関連事業収益	▲ 68	▲ 50	▲ 129	▲ 102	▲ 114
生活その他事業収益	31	24	42	54	26
経 常 利 益	576	542	362	487	496
当 期 剰 余 金	551	517	242	360	315
出 資 金	1,398	1,397	1,402	1,409	1,411
( 出 資 口 数 )	1,397,878	1,396,703	1,402,053	1,409,334	1,411,117
純 資 産 額	6,155	6,518	6,732	7,095	7,399
総 資 産 額	114,864	117,238	119,116	122,783	126,551
貯 金 等 残 高	105,539	107,348	108,916	112,259	115,876
貸 出 金 残 高	27,900	30,449	31,633	30,747	30,460
有 価 証 券 残 高	3,478	3,771	5,157	4,392	5,414
剰 余 金 配 当 金 額	28	28	28	28	35
出 資 配 当 額	28	28	28	28	35
事業利用分量配当額	-	-	-	-	-
職 員 数	273	278	276	268	260
単 体 自 己 資 本 比 率	18.99%	18.28%	18.31%	18.30%	18.16%

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
3. 信託業務の取り扱いはありません。
4. 職員数は常備人を含んでいます。

## 2. 利益総括表

(単位:百万円、%)

項 目	23年度	24年度	増 減
資 金 運 用 収 支	997	954	▲ 43
役 務 取 引 等 収 支	25	25	0
そ の 他 信 用 事 業 収 支	▲ 116	▲ 60	56
信 用 事 業 粗 利 益	906	919	13
(信用事業粗利益率)	(0.82)	(0.82)	(0.00)
事 業 粗 利 益	2,542	2,505	▲ 37
(事業粗利益率)	(2.03)	(2.03)	(0.00)

(注) 1. 資金運用収支=資金運用収益-資金調達費用

2. 役務取引等収支=役務取引等収益-役務取引等費用

3. その他信用事業収支=(その他事業収益+その他経常収益)-(その他事業直接費用+その他経常費用)

4. 信用事業粗利益率=信用事業総利益/信用事業資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

5. 事業粗利益率=事業総利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

## 3. 資金運用収支の内訳

(単位:百万円、%)

項 目	23年度			24年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	109,062	1,221	1.12%	111,035	1,153	1.04%
うち 預 金	73,326	525	0.72%	75,883	503	0.66%
うち 有 価 証 券	4,547	62	1.36%	4,567	60	1.31%
うち 貸 出 金	31,188	625	2.00%	30,584	582	1.90%
資 金 調 達 勘 定	111,484	223	0.20%	113,895	199	0.17%
うち貯金・定期積金	110,597	213	0.19%	113,014	189	0.17%
うち 借 入 金	887	7	0.79%	881	7	0.79%
総 資 金 利 ざ や	—		0.36%	—		0.35%

(注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率(資金調達利回り+経費率)

2. 経費率=信用部門の事業管理費/資金調達勘定(貯金・定期積金+借入金)平均残高

3. 資金運用勘定の利息欄の預金には、農林中金からの事業分量配当金等が含まれています。

## 4. 受取・支払利息の増減額

(単位:百万円)

項 目	23年度増減額	24年度増減額
受 取 利 息	▲ 68	▲ 67
うち 預 金	▲ 60	▲ 21
うち 有 価 証 券	4	▲ 2
うち 貸 出 金	▲ 20	▲ 42
支 払 利 息	▲ 54	▲ 24
うち貯金・定期積金	▲ 53	▲ 24
うち譲渡性貯金	—	—
うち 借 入 金	0	0
差 し 引 き	▲ 14	▲ 43

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、農林中金からの事業分量配当金等が含まれています。



### Ⅲ 事業の概況

#### 1. 信用事業

##### (1) 貯金に関する指標

##### ① 科目別貯金平均残高

(単位: 百万円、%)

種 類	23年度		24年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
流 動 性 貯 金	23,734	21.5%	24,583	21.8%	849
定 期 性 貯 金	86,721	78.4%	88,267	78.1%	1,546
そ の 他 の 貯 金	141	0.1%	162	0.1%	21
計	110,597	100.0%	113,014	100.0%	2,417
譲 渡 性 貯 金	-	***	-	***	-
合 計	110,597	100.0%	113,014	100.0%	2,417

(注) 1. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金

2. 定期性貯金=定期貯金+定期積金

##### ② 定期貯金残高

(単位: 百万円、%)

種 類	23年度		24年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
定 期 貯 金	82,559	100.00%	83,302	100.00%	743
うち 固 定 金 利 定 期	82,556	100.00%	83,299	100.00%	743
うち 変 動 金 利 定 期	3	0.00%	3	0.00%	0

(注) 1. 固定金利定期: 預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期: 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

##### (2) 貸出金等に関する指標

##### ① 科目別貸出金平均残高

(単位: 百万円)

種 類	23年度	24年度	増 減
手 形 貸 付	23	23	0
証 書 貸 付	30,219	29,683	▲ 536
当 座 貸 越	944	876	▲ 68
割 引 手 形	-	-	***
合 計	31,188	30,584	▲ 604

##### ② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位: 百万円、%)

種 類	23年度		24年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
固 定 金 利 貸 出	25,989	84.5%	25,708	84.4%	▲ 281
変 動 金 利 貸 出	4,758	15.5%	4,751	15.6%	▲ 7
合 計	30,747	100.0%	30,460	100.0%	▲ 287

## ③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位:百万円)

種 類	23年度		24年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
貯金・定期積金等	1,085		1,175		90
有価証券	0		0		0
動産	0		0		0
不動産	165		147		▲ 18
その他担保物	383		357		▲ 26
小 計	1,633		1,680		47
農業信用基金協会保証	13,416		13,933		517
その他保証	4,757		4,387		▲ 370
小 計	18,173		18,320		147
信 用	10,940		10,460		▲ 480
合 計	30,747		30,460		▲ 287

## ④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

## ⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位:千円又は百万円、%)

種 類	23年度		24年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
設備資金	20,730	67.4%	21,228	69.0%	498
運転資金	10,017	32.6%	9,232	30.0%	▲ 785
合 計	30,747	100.0%	30,460	100.0%	▲ 287

## ⑥ 貸出金の業種別内訳残高

(単位:千円又は百万円、%)

種 類	23年度		24年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
農 業	710	2.3%	641	2.1%	▲ 69
林 業	3	0.0%	2	0.0%	▲ 1
水 産 業	24	0.1%	22	0.1%	▲ 2
製 造 業	2,423	7.9%	2,566	8.4%	143
鉱 業	118	0.4%	171	0.6%	53
建設・不動産業	2,253	7.3%	2,154	7.1%	▲ 99
電気・ガス・熱供給水道業	411	1.3%	388	1.3%	▲ 23
運輸・通信業	963	3.1%	1,137	3.7%	174
金融・保険業	2,463	8.0%	2,472	8.1%	9
卸売・小売・サービス業・飲食業	4,488	14.6%	4,479	14.7%	▲ 9
地方公共団体	2,936	9.5%	2,362	7.8%	▲ 574
非営利法人	-	***	-	***	***
そ の 他	13,955	45.4%	14,066	46.2%	111
合 計	30,747	100.0%	30,460	100.0%	▲ 287

(注) 前年度数値との乖離の主な要因は、「⑦主要な農業関係の貸出金残高」の開示に伴い、平成21年より顧客データの業種コード(その他(未設定)から該当業種へ)の見直しを行ったことによるものです。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

(1) 営農類型別

(単位:千円又は百万円)

種 類	23年度	24年度	増 減
農 業	710	641	▲ 69
耕 作	285	255	▲ 30
野 菜 ・ 園 芸	4	2	▲ 2
果 樹 ・ 樹 園 農 業	1	1	0
工 芸 作 物	-	-	***
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	9	9	0
養 鶏 ・ 養 卵	-	-	***
養 蚕	-	-	***
そ の 他 農 業	409	371	▲ 38
農 業 関 連 団 体 等	-	-	***
合 計	710	641	▲ 69

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、「⑥貸出金の業種別残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

そのため、「(1) 営農類型別」と「⑥貸出金の業種別残高」の「農業」の残高は一致しません。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置付けられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

(2) 資金種類別

[貸出金]

(単位:千円又は百万円)

種 類	23年度	24年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	644	593	▲ 51
農 業 制 度 資 金	64	47	▲ 17
農 業 近 代 化 資 金	50	39	▲ 11
そ の 他 制 度 資 金	14	8	▲ 6
合 計	710	641	▲ 69

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接的または間接的に融資するものがあり、ここでは①及び③の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

該当する取引はありません。

⑧ リスク管理債権の状況

(単位:千円又は百万円)

区 分	23年度	24年度	増 減
破 綻 先 債 権 額	50	47	▲ 3
延 滞 債 権 額	660	2,004	1,344
3 ヶ 月 以 上 延 滞 債 権 額	-	3	***
貸 出 条 件 緩 和 債 権 額	-	-	***
合 計	710	2,055	1,345

(注) 1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。

3. 3か月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

⑨ 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位:千円又は百万円)

債 権 区 分	債 権 額	保 全 額			
		担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	250	86	10	153	250
危 険 債 権	1,801	207	1,486	108	1,801
要 管 理 債 権	3	0	-	0	0
小 計	2,055	293	1,496	261	2,055
正 常 債 権	28,493				
合 計	30,548				

上記債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者(注)の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。なお、当JAは同法対象となっておりませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

法的破綻等による経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

② 危険債権

経営破綻の状況にはないが、財政状況の悪化等により元本および利息の回収ができない可能性の高い債権

③ 要管理債権

3か月以上延滞貸出債権および貸出条件緩和貸出債権

④ 正常債権

上記以外の債権

⑩ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

○「リスク管理債権」「金融再生法に基づく開示債権」と「自己査定における債務者区分」との関係

(単位:百万円)

自己査定における債務者区分 (対象:総与信)		金融再生法債権区分における開示債権 (対象:信用事業における総与信)	リスク管理債権 (対象:貸出金)	
破綻先	47	破産更正債権及び これらに準ずる債権	破綻先債権	47
実質破綻先	219		250	延滞債権
破綻懸念先	1,803	危険債権		1,801
要注意先	要管理先	3	3か月以上延滞債権	3
	その他要注意先	1,002	貸出条件緩和債権	-
正常先	25,248	正常債権		28,493
その他	2,381			

●破綻先

法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者

●実質破綻先

法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者

●破綻懸念先

現状経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

●要管理先

要注意先の債務者のうち当該債務者の債券の全部または一部が次に掲げる要管理先債権である債務者

i 3か月以上延滞債権

元金または利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸出債権

ii 貸出条件緩和債権

経済的困難に陥った債務者の再建または支援をはかり、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権

●その他の要注意先

要管理先以外の要注意先に属する債務者

●正常先

業況が良好、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

●その他

査定対象外となる国、地方公共団体、被管理金融機関等

●破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由より経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

●危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権

●要管理債権

三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権(経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権)

●正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記以外のものに区分される債権

●破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第九十六条第一項第三号のイからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する自由が生じている貸出金

●延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金

●3か月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(破綻先債権及び延滞債権を除く)

●貸出条件緩和債権

債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権を除く)

⑪ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	23年度				24年度					
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	104	101	-	104	101	101	99	-	101	99
個別貸倒引当金	353	325	7	345	325	325	280	0	325	280
合 計	457	426	7	449	426	426	380	0	426	380

(注) 期中減少額「目的使用」は、貸出金償却、「その他」は洗替えによる取崩額です。

⑫ 貸出金償却の額

(単位:百万円)

項 目	23年度	24年度
貸出金償却額	-	-

(注) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。

(3) 内国為替取扱実績

(単位:件、百万円)

種 類		23年度		24年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替	件数	21,093	110,788	21,175	113,447
	金額	26,092	34,613	25,978	34,735
代金取立為替	件数	10	24	12	19
	金額	2	14	32	22
雑 為 替	件数	2,137	2,231	1,886	2,070
	金額	249	2,704	254	2,463
合 計	件数	23,240	113,043	23,073	115,536
	金額	26,344	37,331	26,265	37,222

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位:百万円)

種 類	23年度	24年度	増 減
国 債	2,612	2,767	155
地 方 債	1,934	1,799	▲ 135
合 計	4,547	4,567	20

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

種 類		1年以下	1年超	3年超	5年超	7年超	10年超	期間の定め のないもの	合 計
			3年以下	5年以下	7年以下	10年以下			
23年度									
国	債	-	871	-	399	1,321	-	-	2,593
地	方 債	-	499	100	-	1,199	-	-	1,799
24年度									
国	債	-	871	-	699	2044	-	-	3,615
地	方 債	299	299	-	999	199	-	-	1,799

(5) 有価証券の時価情報等

① 有価証券の時価情報等

(単位:百万円)

保 有 区 分	23年度			24年度		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
満 期 保 有 目 的	3,470	3,627	156	3,469	3,644	175
そ の 他	896	922	***	1,896	1,944	48
合 計	4,366	4,549	156	5,366	5,589	223

(注) 1. 時価は期末日における市場価格等によっております。

2. 取得価額は取得原価又は償却原価によっております。

3. 売買目的有価証券は保有しておりません。

4. 満期保有目的の債券については、取得価額を貸借対照表価額として計上しております。

5. その他有価証券については時価を貸借対照表価額としております。

② 金銭の信託の時価情報等

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

## 2. 共済取扱実績

### (1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位:百万円)

種 類		23年度		24年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
生 命 総 合 共 済	終 身 共 済	7,871	121,862	10,313	120,735
	定 期 生 命 共 済	12	281	60	338
	養 老 生 命 共 済	1,458	56,247	1,617	50,745
	う ち こ ど も 共 済	275	9,792	292	9,805
	医 療 共 済	110	2,814	118	2,786
	が ん 共 済	20	280	4	261
	定 期 医 療 共 済	-	1,703	-	1,531
	年 金 共 済	-	-	-	-
建 物 更 生 共 済		18,711	172,975	13,568	171,321
合 計		28,183	356,165	25,683	347,721

(注) 金額は、保障金額(がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額(付加された定期特約金額等を含む)、年金共済は付加された定期特約金額)を表示しています。

### (2) 医療系共済の入院共済金額保有高

(単位:百万円)

種 類		23年度		24年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
医 療 共 済		5	15	5	20
が ん 共 済		0	2	0	2
定 期 医 療 共 済		0	2	0	2
合 計		5	20	5	26

(注) 金額は、入院共済金額を表示しています。

### (3) 年金共済の年金保有高

(単位:百万円)

種 類		23年度		24年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
年 金 開 始 前		90	1,361	104	1,345
年 金 開 始 後		-	678	-	677
合 計		90	2,039	104	2,022

(注) 金額は、年金金額(利率変動型年金にあつては、最低保証年金額)を表示しています。



## (4)短期共済新契約高

(単位:百万円)

種 類	23年度		24年度	
	金額	掛金	金額	掛金
火 災 共 済	28,882	28	31,979	32
自 動 車 共 済		332		371
傷 害 共 済	49,406	5	49,516	4
団 体 定 期 生 命 共 済	-	-	-	-
定 額 定 期 生 命 共 済	2	0	-	-
賠 償 責 任 共 済		0		0
自 賠 責 共 済		40		44
合 計		408		452

(注) 1. 金額は、保障金額を表示しています。

2. 自動車共済、賠償責任共済、自賠責共済は掛金総額です。

### 3. 経済事業取扱実績

#### (1) 買取購買品取扱実績

(単位:百万円)

種 類		23年度	24年度
生産資材	肥料	397	393
	農薬	418	407
	農機具	390	440
	飼料	36	33
	生産雑資材	190	199
	計	1,432	1,473
生活物資	米	142	120
	食料品	164	151
	酒・塩・タバコ	90	80
	衣料品・装飾品	47	51
	日用品	59	54
	燃料	161	153
	油類	660	656
	自動車	425	458
	その他耐久資材	760	768
計	2,511	2,494	
合 計		3,944	3,968

#### (2) 受託販売品取扱実績

(単位:百万円)

種 類		23年度	24年度
農産物	米	2,339	2,439
	麦	37	57
	豆類・雑穀	123	161
	野菜	211	219
	果実	24	35
	花卉・花木	11	12
畜産物	153	152	
合 計		2,092	3,076

### 4. 指導事業

(単位:百万円)

項 目		23年度	24年度
	指導事業補助金	20	20
	実費収入	19	19
	計	40	40
支出	営農改善費	56	69
	生活文化事業費	4	3
	教育情報費	6	6
	計	67	79

## IV 経営諸指標

### 1. 利益率

(単位:%)

項目	23年度	24年度	増減
総資産経常利益率	0.38%	0.40%	0.02%
資本経常利益率	7.24%	7.03%	▲0.21%
総資産当期純利益率	0.28%	0.25%	▲0.03%
資本当期純利益率	5.36%	4.46%	▲0.90%

(注) 1. 総資産経常利益率=経常利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

2. 資本経常利益率=経常利益/純資産勘定平均残高×100

3. 総資産当期純利益率=当期剰余金(税引後)/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

4. 資本当期純利益率=当期剰余金(税引後)/純資産勘定平均残高×100

### 2. 貯貸率・貯証率

(単位:%)

区分		23年度	24年度	増減
貯貸率	期末	27.38%	26.28%	▲1.10%
	期中平均	28.19%	27.06%	▲1.13%
貯証率	期末	3.91%	4.67%	0.76%
	期中平均	4.11%	4.04%	▲0.07%

(注) 1. 貯貸率(期末)=貸出金残高/貯金残高×100

2. 貯貸率(期中平均)=貸出金平均残高/貯金平均残高×100

3. 貯証率(期末)=有価証券残高/貯金残高×100

2. 貯証率(期中平均)=有価証券平均残高/貯金平均残高×100

## V 自己資本の充実の状況

### 1. 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円、%)

項 目	23年度	24年度
基本的項目 (A)	7,050	7,329
出資金	1,409	1,411
回転出資金	-	-
再評価積立金	-	-
資本準備金	40	40
利益準備金	1,549	1,649
任意積立金	3,946	4,127
次期繰越剰余金	107	107
処分未済持分	▲ 3	▲ 6
その他有価証券の評価差損	-	-
補完的項目 (B)	449	273
土地の再評価差額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	-	-
一般貸倒引当金	101	99
負債性資本調達手段等	348	174
補完的項目不算入額	-	-
自己資本総額 (C) = (A) + (B)	7,499	7,603
控除項目 (D)	-	-
自己資本額 (E) = (C) - (D)	7,499	7,603
リスク・アセット等計 (F)	40,962	41,850
資産(オン・バランス)項目	36,036	37,025
オフ・バランス取引等項目	-	-
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	4,926	4,824
基本的項目比率 (A) / (F)	17.21%	17.51%
自己資本比率 (E) / (F)	18.30%	18.16%

- (注) 1. 平成18年3月28日金融庁・農林水産省告示第2号「農業協同組合等がその健全性を判断するための基準」に定められた算式に基づき算出したものです。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
3. 平成24年6月29日付で公布・施行された「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例を定める告示(平成24年金融庁・農水省告示第13号)」および「農水省施行規程の特例を定める告示(平成24年農水省告示第1619号)」により、JAにおける自己資本比率の算出については、平成26年3月30日までの間、特例として、基本的項目に「その他有価証券評価差損」を反映しないこととされており、
4. 当JAが有する全ての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

## 2. 自己資本の充実度に関する事項

### ① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:百万円)

信用リスク・アセット (標準的手法)	23年度			24年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,580	0	0	3,580	0	0
我が国の地方公共団体向け	4,760	0	0	4,181	0	0
地方公共団体金融機関向け	0	0	0	0	0	0
我が国の政府関係機関向け	0	0	0	0	0	0
地方三公社向け	1,616	323	13	1,446	289	12
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	77,877	17,391	696	80,581	17,932	717
法人等向け	1,371	1,103	44	1,251	948	38
中小企業等向け及び個人向け	1,960	954	38	1,676	792	32
抵当権付住宅ローン	5,730	1,965	79	5,528	1,884	75
不動産取得等事業向け	421	412	16	816	760	30
三月以上延滞等	102	35	1	82	29	1
信用保証協会等保証付	13,451	1,329	53	13,962	1,378	55
共済約款貸付	4	0	0	4	0	0
出資等	6,009	6,009	240	6,009	6,009	240
複数の資産を裏付とする資産 (いわゆるファンド)のうち、 個々の資産の把握が困難な 資産	0	0	0	0	0	0
証券化(エクスポージャー)	0	0	0	0	0	0
上記以外	7,298	6,511	260	7,893	7,000	280
合計	123,184	36,036	1,441	127,015	37,025	1,481
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除した額 a	所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除した額 a	所要自己資本額 b=a×4%	所要自己資本額 b=a×4%	所要自己資本額 b=a×4%
	4,926	197	4,824	193		
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b=a×4%	所要自己資本額 b=a×4%	所要自己資本額 b=a×4%
	40,962	1,638	41,850	1,674		

(注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

5. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

6. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

### 3. 信用リスクに関する事項

#### ① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア)リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注)「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ)リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー(業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

			23年度				24年度			
			信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上 延滞エク スポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上 延滞エク スポージャー
				うち 貸出金等	うち 債券			うち 貸出金等	うち 債券	
法人	農 業	314	314	-	-	355	355	-	-	
	林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	
	水 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-	
	製 造 業	23	20	-	2	23	21	-	2	
	鉱 業	-	-	-	-	-	-	-	-	
	建 設 ・ 不 動 産 業	2,178	2,178	-	0	1,914	1,913	-	1	
	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	-	-	-	-	-	-	-	-	
	運 輸 ・ 通 信 業	12	12	-	-	11	11	-	-	
	金 融 ・ 保 険 業	77,869	2,272	-	-	80,567	2,271	-	-	
	卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 ・ サ ー ビ ス 業	1,444	1,444	-	-	1,231	1,231	-	-	
	日 本 国 政 府 ・ 地 方 公 共 団 体	7,340	2,955	4,385	-	7,762	2,377	5,385	-	
	上 記 以 外	15	4	-	0	16	-	-	-	
	個 人	21,675	21,660	-	95	22,379	22,366	-	76	
そ の 他	12,309	-	-	-	12,753	-	-	#VALUE!		
業 種 別 残 高 計			123,184	30,864	4,385	98	127,015	30,548	5,385	80
1 年 以 下			77,878	2,271	-		79,661	1,049	300	
1 年 超 3 年 以 下			2,651	1,272	1,378		3,560	2,382	1,177	
3 年 超 5 年 以 下			2,162	2,062	100		1,904	1,904	-	
5 年 超 7 年 以 下			1,729	1,327	401		3,201	1,496	1,704	
7 年 超 1 0 年 以 下			4,186	1,681	2,505		2,822	1,118	1,703	
1 0 年 超			21,243	21,243	-		21,906	21,407	499	
期 限 の 定 め の な い も の			13,332	1,004	-		13,959	1,189	-	
残 存 期 間 別 合 計			123,184	30,864	4,385		127,015	30,548	5,385	

- (注) 1 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 2 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲内でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
- 3 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
- 4 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。
- 5 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。
- 6 前年度数値との乖離は、「⑦主要な農業関係の貸出金残高」の開示に伴い、平成22年3月末に顧客データの業種コード(その他(未設定)から該当業種へ)の修正を行ったことによるものです。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	23年度				24年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	104	101	-	104	101	101	99	-	101	99
個 別 貸 倒 引 当 金	353	325	7	345	325	325	280	0	325	280

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

区 分	23年度						24年度					
	個別貸倒引当金					貸出金 償却	個別貸倒引当金					貸出金 償却
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	
		目的使用	その他				目的使用	その他				
法 人	農 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製 造 業	2	5	-	2	5	-	5	5	-	5	5
	鉱 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建 設 ・ 不 動 産 業	17	17	-	17	17	-	17	18	-	17	18
	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運 輸 ・ 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金 融 ・ 保 険 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 ・ サ ー ビ ス 業	16	-	-	16	-	-	-	-	-	-	-
	上 記 以 外	1	0	-	1	0	-	0	0	-	0	0
個 人	317	302	7	309	302	-	302	256	0	302	256	
業 種 別 計	353	325	7	345	325	-	325	280	0	325	280	

(注) 1. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

2. 期中減少額「目的使用」は、貸出金償却、「その他」は洗替えによる取崩額です。

3. 貸出金償却は、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。



## ⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

(単位:百万円)

		23年度			24年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リ ス ク 削 減 効 果 勘 案 後 残 高	リスク・ウェイト 0%	-	9,090	9,090	-	9,710	9,710
	リスク・ウェイト 10%	-	13,294	13,294	-	13,784	13,784
	リスク・ウェイト 20%	-	77,232	77,232	-	79,771	79,771
	リスク・ウェイト 35%	-	5,658	5,658	-	5,433	5,433
	リスク・ウェイト 50%	-	116	116	-	77	77
	リスク・ウェイト 75%	-	1,341	1,341	-	1,110	1,110
	リスク・ウェイト 100%	-	16,433	16,433	-	17,125	17,125
	リスク・ウェイト 150%	-	16	16	-	2	2
	その他	-	-	-	-	-	-
自己資本控除額		-	-	-	-	-	-
計		-	123,184	123,184	-	127,015	127,015

(注) 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・

ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

## 4. 信用リスク削減手法に関する事項

## ① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-又はA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額 (単位:百万円)

区分	23年度		24年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品 取引業者向け	-	-	-	-
法人等向け	211	-	205	-
中小企業等向け及び個人向け	122	37	98	22
抵当権付住宅ローン	-	-	0	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-
証券化(エクスポージャー)	-	-	-	-
上記以外	55	-	92	-
合計	389	37	396	22

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことで  
す。

3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その  
一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことで

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発  
銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資等エクスポージャーに関する事項

① 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上さ  
れているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系  
統及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的  
運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の  
他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及  
びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポート  
フォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会  
を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した  
運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っ  
ています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェッ  
クし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協  
議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等の評価等については、①子会社及び関連会社については、取得原価を記載  
し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。②その他有価証券については時価  
評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の  
部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外  
部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にそ  
の旨記載することとしています。

② 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	23年度		24年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	6,009	6,009	6,009	6,009
合計	6,009	6,009	6,009	6,009

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:百万円)

23年度			24年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:百万円)

23年度		24年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位:千円又は百万円)

23年度		24年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

8. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスクの算定方法、管理方法は以下のとおりです。

・市場金利が上下に2%変動した時(ただし0%を下限)に発生する経済価値の変化額(低下額)を金利リスク量として算出しています。

・要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0～5年の期間に均等に振り分けて(平均残存2.5年)リスク量を算定しています。

・金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。  

$$\text{金利リスク} = \text{運用勘定の金利リスク量} + \text{調達勘定の金利リスク量}(\Delta)$$

算出した金利リスク量は経営層に報告するとともに、四半期ごとにALM委員会および理事会に報告して承認を得ています。また、これらの情報を踏まえ、四半期ごとに運用方針を策定しています。

② 金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

(単位:百万円)

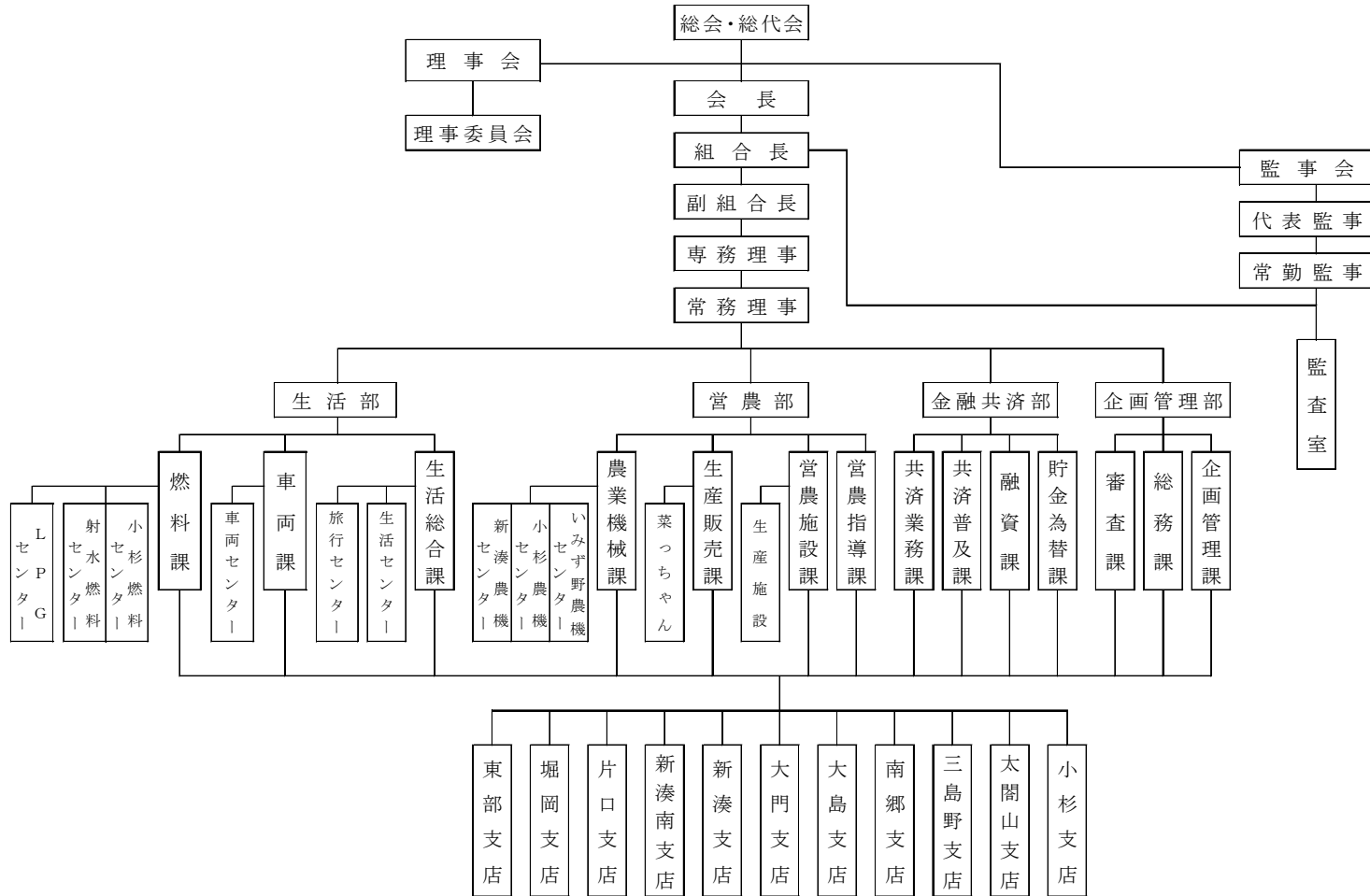
	23年度	24年度
金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	▲ 1,041	▲ 651

# 【 J A の概要 】

1. 機構図

平成25年5月1日現在

組 織 図



## 2. 役員一覧

(平成25年5月末現在)

役員	氏名	役員	氏名
会長理事	夏野 元秀	理事	松岡 昌一
代表理事組合長	水元 睦雄	理事	永田 篤儀
副組合長理事	石黒 勝三郎	理事	稲垣 朝夫
副組合長理事	土田 彰	理事	川野 修
常務理事	塚本 清	理事	土合 正夫
理事	小川 秀明	理事	臈嶋 茂夫
理事	高田 務	理事	川東 茂幸
理事	渋谷 忠雄	理事	前花 敏子
理事	島倉 文則	理事	河岸 芳美
理事	朽木 寛	代表(員外)監事	田邊 康弘
理事	高瀬 範次	監事	織田 富雄
理事	開 武将	監事	高長 伸二
理事	堤谷 豊吉	監事	矢野 任
理事	桶本 一郎	監事	藤岡 正明
理事	源 春夫	監事	牧野 久雄
理事	浦元 康夫	監事	荒川 茂

## 3. 組合員数

(単位:人、団体)

区分	23年度	24年度	増減
正組合員	5,683	5,624	▲ 59
個人	5,664	5,599	▲ 65
法人	19	25	6
准組合員	7,090	7,261	171
個人	6,945	7,123	178
法人	145	138	▲ 7
合計	12,773	12,885	112

## 4. 組合員組織の状況

組織名	構成員数
青年部	72名
女性部	1,305名

## 5. 特定信用事業代理業者の状況

該当ありません。

## 6. 地区一覧

射水市一円及び高岡市姫野、金屋、中曽根、上牧野、下牧野、富岡町の区域

## 7. 店舗等のご案内

(平成25年5月末現在)

店舗及び事務所名	住所	電話番号	ATM設置台数
本店	射水市北野1555-1	0766-52-0023	1台
小杉支店	射水市三ヶ981	0766-55-2525	1台
太閤山支店	射水市黒河4728-5	0766-56-3011	1台
三島野支店	射水市大門本江285-1	0766-52-0262	1台
南郷支店	射水市串田1374-1	0766-54-1011	1台
大島支店	射水市小島704	0766-52-0109	1台
大門支店	射水市大門183	0766-52-0415	—
新湊支店	射水市本町3丁目17-8	0766-82-8540	1台
新湊南支店	射水市沖塚原778-1	0766-82-8560	1台
片口支店	射水市新片町5丁目11	0766-86-1046	1台
堀岡支店	射水市堀岡301	0766-86-1015	1台
東部支店	射水市加茂中部196	0766-59-2341	1台

店舗外ATM設置店	大門ショッピングセンターパルル	1台
-----------	-----------------	----

組合単体開示項目掲載ページ一覧(農協法施行規則204条関係)

開示項目	ページ
<概況及び組織に関する事項>	
○ 業務の運営の組織	85
○ 理事及び監事の氏名及び役職名	86
○ 事務所の名称及び所在地	87
○ 特定信用事業代理業者に関する事項	86
<主要な業務の内容>	
○ 主要な業務の内容	19～27
<主要な業務に関する事項>	
○ 直近の事業年度における事業の概況	3
○ 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	59
・経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)	59
・経常利益又は経常損失	59
・当期剰余金又は当期損失金	59
・出資金及び出資口数	59
・純資産額	59
・総資産額	59
・貯金等残高	59
・貸出金残高	59
・有価証券残高	59
・単体自己資本比率	59
・剰余金の配当の金額	59
・職員数	59
○ 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	60～71
◇ 主要な業務の状況を示す指標	60・71
・事業粗利益及び事業粗利益率	60
・資金運用収支、役員取引等収支及びその他事業収支	60
・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや	60
・受取利息及び支払利息の増減	60
・総資産経常利益率及び資本経常利益率	71
・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	71
◇ 貯金に関する指標	61
・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	61
・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高	61
◇ 貸出金等に関する指標	61～62・71
・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	61
・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	61
・担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	62
・用途別の貸出金残高	62
・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	62
・主要な農業関係の貸出実績	63
・貯貸率の期末値及び期中平均値	71
◇ 有価証券に関する指標	66～67・71
・商品有価証券の種類別の平均残高	66
・有価証券の種類別の残存期間別の残高	67
・有価証券の種類別の平均残高	66
・貯証率の期末値及び期中平均残高	71



組合単体開示項目掲載ページ一覧(農協法施行規則204条関係)

開示項目	ページ
＜業務の運営に関する事項＞	
○ リスク管理の体制	8～9
○ 法令遵守の体制	9～10
○ 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	10～11
＜直近の2事業年度における財産の状況に関する事項＞	
○ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	29～55
○ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	64
・破綻先債権に該当する貸出金	64
・延滞債権に該当する貸出金	64
・3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	64
・貸出条件緩和債権に該当する貸出金	64
○ 自己資本の充実の状況	72～79
○ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	67
・有価証券	67
・金銭の信託	67
・デリバティブ取引	67
・金融等デリバティブ取引	67
・有価証券店頭デリバティブ取引	67
○ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	66
○ 貸出金償却の額	66